

第7次 韓・日会談 法的地位委員会
会議録及び訓令、1964-65. 全2巻
(V. 2 第25-40次、1965.4.21-6.15)

分類番号 723.1 JA

登録番号 1458

P2

索引目録

分類番号 723IJA 法 1964-65V2 登録番号 1458 生産課 東北亜洲課 生産年度 1965

フィルム番号主題 C1-番号 0012 ファイル番号 08 フレーム番号初 0001～終 0271

機能名称：第7次韓日会談法的地位委員会会議録及び訓令全2巻

(25-40次,1965.4.21-6.15)

一連番号	内容	頁
1、	25次、1965.4.21	0005
2、	26次、1965.4.23	0024
3、	27次、1965.4.27	0033
4、	28次、1965.4.30	0043
5、	29次、1965.5.4	0054
6、	30次、1965.5.7	0079
7、	31次、1965.5.11	0090
	(わが側協定草案提示)	
8、	32次、1965.5.14	0114
9、	33次、1965.5.18	0126
10、	34次、1965.5.21	0135
11、	35次、1965.5.25	0143
12、	36次、1965.5.28	0150
13、	37次、1965.6.1.	0163
14、	38次、1965.6.4	0172
15、	39次、1965.6.11	0184
16、	40次、1965.6.15	0192

P4 分類番号 723.15A 法 1964-65V2 登録番号 1458 保存期間 永久

機能名称 第7次韓日会談(1964.12.3-65.6.22)法的地位委員会会議録及び訓令、
1964-65、全2巻 (25-40次、1965. 4.21-6.15)

生産課東北亜洲課 生産年度 1965

V2 25-40次 1965. 4.21-6.15

- 内容：1、25次 1965. 4.21
2、26次 1965. 4.23
3、27次 1965. 4.27
4、28次 1965. 4.30
5、29次 1965. 5.4
6、30次、1965.5.7
7、31次、1965.5.11(わが側協定文草案提示)
8、32次、1965.5.14
9、33次、1965.5.18
10、34次、1965.5.21
11、35次、1965.5.25
12、36次、1965.5.28
13、37次、1965.6.1
14、38次、1965.6.4
15、39次、1965.6.11
16、40次、1965.6.15

* 1965.4.3 法的地位問題に関する合意事項仮調印 (1217、1576)

P5 1、25次 1965.4.21

P6 起案紙

起案者 東北亜洲課 権泰雄 協調者姓名 法務部長官 起案年月日 65.4.20
分類記号・文書番号 外亜北 722-963 経由受信参照 韓日会談首席代表 発信 長官
題名 法的地位問題に関する訓令

1. 65.4.3.に「イニシャル」された法的地位問題に関する「合意事項」と「追加された合意事項」を基礎とする今後の交渉においては、別添1の訓令に依拠されたい。

2. 法的地位に関する合意事項を条文化するにおいては、別添2のわが側の協定草案を参考にしていただきたい。できればこのわが側協定草案より有利な条件と表現で協定化されるようにしていただきたい。

有添：1. 法的地位問題に関する訓令 1部

2. わが側協定草案 1部。以上

P7 法的地位問題に関する訓令

1. 協定の名称

日本側案通りに「待遇」に関する協定とする。ただし、可及的なら「法的地位と待

遇」に関する協定とするようにする。

2. 前文

外亜北 **722-911(65.3.22)** 2 の規定に従って交渉する。

3. 永住権の付与範囲と強制退去事由

1965.4.3 付の「合意事項」 **1,2,3** の規定に沿って条文化するようにする。

4. 強制退去処置を受けた者の引き受け

65.4.3 付の「合意事項」 **4** の規定は、協定本文とは分離して別の文書（合意議事録等）で規定するようにする。

5. 処遇問題

65.4.3 付の「追加された合意事項」の趣旨を勘案して、交渉することとするが、

イ、一般的権利規定に関する **65.3.4** 付わが側案第 **4** 条 **1** 項は撤回し、その代わりに「日本国に永住する者は、社会活動及び経済活動を行うにおいて、各人の国籍によって差別を受けないし(**62.3.7** 付日本側文書参照)、いかなる場合にもある第 **3** 国の国民に付与される待遇より、好意的な待遇を享有する」という表現になるよう交渉を進める。

ロ、在日韓人が設立した私立学校の資格認定問題と社会保障に関しては、外亜北 **722-911 (65.3.22)** の **6** の **1** と **2** の規定に従って交渉するが、その他得られる日本国の法律の恩恵、金融、公営住宅等も可能な限り確保するようにする。

ハ、戦後入国者と離散家族の再会問題に関しては、わが側の従前の立場（戦後入国者に関しては外亜北 **722-763 (65.1.25)** の **7** の **5**）が最大限に反映するように推進する。

6. 継続居住の定義、永住権申請者の国籍証明

わが側の合意議事録案(**JAW-03160** 参照)**1** 及び **2** に依って推進することとする。

7. 永住帰国者の財産搬出及び資金の送金

まず従前のわが側の立場(**65.2.5** 次わが方文書参照)が最大限に反映するように交渉する。

P 9

日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位と待遇に関する大韓民国と
日本国間の協定（案）

大韓民国と日本国は、

日本国に居住する大韓民国国民の特殊な事情を考慮し、彼らに第 **3** 国の国民より好意的

な待遇の付与が必要であると認定し、こうした待遇の付与が両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを認定する。よって次のように協定した。

第1条

1. 日本国政府は次に規定された大韓民国国民が、本協定の効力発生日から5年以内に、本協定の実施のために決める手続きに沿って、日本国での永住を申請する時には、これを許可することとする。
 - (a) 1945年の終戦日以前から日本国に継続して居住する者。
 - (b) (a)の直系卑属で、1945年の終戦日以後、この協定の効力発生日から5年以内に日本国で出生し、継続して居住する者。
 - (c) (a)及び(b)の子(息子)で、この協定の効力発生日から5年が経過した日以後に、日本国で出生した者。
2. 本条第1項(b)に規定された者で、この協定の効力発生日から4年9ヵ月を経過した日以後に出生した者、及び本条第1項(c)に規定された者は、本条第1項の規定に係わらず、永住申請期間を出生日から3ヵ月以内とする。
3. 本条の規定による永住申請及び許可に対しては、如何なる手数料も徴収されない。

第2条

1. 日本国政府は、第1条の規定によって永住が許可された者の直系卑属で、日本国で出生した者の居住に関して(大韓民国政府の要請があれば)、本協定の効力発生日から25年を経過する時までは、協議を行う用意がある。
2. 本条第1項の協議においては、本協定の基礎になっている精神と目的を尊重することとする。

第3条

1. 本条の規定により日本国での永住が許可された者は、本協定の効力発生日以後の行為により、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
 - (a) 日本国において内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く。)
 - (b) 日本国において国交に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者、及び外国の元首、外交使節、またはその公館に対する犯罪行為に依って、禁固以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者。
 - (c) 営利の目的で麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反し、無期または3年以上の懲役、または禁錮に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。)及び麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反し、本協定の効力発生日以後3回(ただし、本協定の効力発生日以前に3回以上刑に処せられた者に対しては2回)以上刑に処せられた者。

(d) 日本国の法令に違反して、無期または 7 年を超過する懲役または禁錮の刑に処せられた者。

第 4 条

1. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、社会活動及び経済活動を行うにおいて、国籍による差別待遇を受けないし、如何なる場合にも、ある第 3 国の国民に付与される待遇よりも好意的な待遇を享有する。
2. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、日本国での教育及び生活保護等に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。
3. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者(永住申請を行う有資格者を含む)で、日本国に永住する意思を放棄し、大韓民国に帰国する者が帰国時に携行する財産、及び彼が日本国で所有する資金の大韓民国への送金に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。

第 5 条

本協定は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急に_____で交換することとする。本協定は批准書の交換日から、**30** 日を経過する日に効力を発生する。

以上の証拠として、正当に委任を受けた下記代表者は、この協定に署名した。

196 年 月 日_____で同等に、正文である韓国語、日本語、及び英語によって、本書 2 通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の正文に依る。

P13 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と 待遇に関する大韓民国と日本国間の協定 に対する合意議事録(案)

大韓民国政府及び日本国政府の各代表者は、今日署名された日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と待遇に関する、大韓民国と日本国間の協定の交渉過程で到達した、次の諒解を記録する。

第 1 条に関して、

1. 第 1 条第 1 項の(a)及び(b)で言う「日本国に継続して居住する者」というのは、日本国に生活の根拠を持っている者を言う。

2. 大韓民国政府は第1条の規定によって永住申請書を行う者の内、その国籍がはっきりしない者に限って、その国籍が証明されるように協調する。
3. 日本国政府は第1条の(b)及び(c)に規定された者で、日本国以外の地域で出生する者が、第2条第2項の規定に依拠して永住を申請する場合には、その者の出生当時の事情等を考慮して、これを許可するようにする。

第3条に関して、

1. 第3条第1項の(b)で言う「その公館」というのは、所有者の如何を問わず、外交使節のために使用されている建物、もしくはその一部及びこれに付属する土地を言う。
2. 日本国政府は第3条に規定された事由に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成またはその他の事情を勘案して、人道的な考慮をする。
3. 大韓民国政府は第3条の規定によって退去命令の措置を受けた者の引き受けに関して、日本国政府の要請に従って協力する。

第4条に関して、

1. 第4条第2項に関して、
 - (a) 日本国政府は第1条の規定によって日本国に永住する者が、日本国の義務教育を受けるのを希望する場合には、これを認める。
 - (b) 日本国の義務教育を受ける者が上級学校に進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。
 - (c) 日本国政府は第1条の規定によって日本国に永住する者に対しては、生活保護(以下列挙すること)に関する日本国法令の恩恵を、日本国民と同等に受けられるよう措置する。
2. 第4条第3項に関して、
(財産搬出と資金の送金事項を後に規定)

P15 駐日代表部

駐日政 722-124 1965. 4.23

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談法的地位委員会第25回会議録

1965. 4.21に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

有添：同会議録2部終

首席代表 金東祚

P16. 第7次韓日全面会談 法的地位委員会

第 25 次会議録

1.日時： 1965.4.21. 14:30-15:40

2.場所： 外務省 233 号室

3.出席者: 韓国側 方 熙 代表
李炯浩 代表
安世勲 補佐
金潤澤 事務官
日本側 八木正男 入管理局長
新谷 民事次長
大和田渉 条約局参事官
菅沼 入管理局総務課長
家弓吉巳 民事局第五課長
谷口禎一 条約課事務官
斉木俊男 法規課事務官
鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

八木：協定文案を今日提出しようとしたが準備ができず、来週に提出しようと思うので、今日は既に連絡した通り「処遇」に対して論議しよう。

方代表：くり返し今日の会議で話しておくことは、合意事項に依拠して協定文案を作成するにおいて、合意議事録に規定されることが多いと思う。しかしすべての問題点を全部合意議事録に規定できないので、私見としては韓日共同委員会のようなものを設置して、協定施行において問題になる紛争を解決して行くべきだと考える。また、戦後入国者及び離散家族の再会問題はいかなる形態であれ、論議されるべきであると考え。処遇に関しては今まで出てきたもの以外にも出すものが何なのか、話してほしい。

八木：法的地位の内、処遇問題が一番意見が狭まらないでいる。

方代表：処遇の内、教育問題においては現在までの日本側案の内容は、義務教育を受けられるということと、上級学校進学においての均等な機会の付与だけを確約している状態だが、われわれとしては永住権者が設立した学校に対する、上級学校進学資格の付与問題を重視している。しかし日本側はこれに対して、冷淡な反応を見せている。また、教育問題以外にも社会保障制度において、その保障を確約できるのか？

李代表：率直に言って、社会保障制度の内、国民健康保険は大多数の地方で在日韓人に適用していて、また仮調印後、新聞に報道されたものを見ても、日本の世論がその適用を支持すると考えられるので、国民健康保険の適用に対して、これを容認できるのではないか？また教育問題の内、永住権者が設立した学校の進学資格付与も再考して欲しい。

八木：永住権者が設立した学校に対する進学資格付与問題は、とうてい不可能なものだ。

鶴田：自民党自体の内でも相当な反対があるという。

方代表：仮調印後、新聞報道によると、外務省内に外国人の学校制度研究のための委員会を設置

すると報道されたのは、どういう話なのか？

鶴田：どこまでも新聞報道で正確な話ではなく、設置に至らなかった。

八木：一度文部省の実務者を本委員会に出席させるようにする。

李垌浩代表：過去の文部省実務者の話は、永住権者が設立した学校に進学資格を付与するということは、日本の教育体系を乱すという主張だけで一貫して来た。朝総連で経営する学校のように民族教育と言って、ある一個人に対する英雄崇拜思想や、世界赤化のための思想教育とかしている学校をなぜ放置しておくのか？理解できない。これに反して、わが民団系の学校は教育課程が日本の学校と全く同じなので、考慮してみる余地がある。

鶴田：朝総連系の学校を取り締まるのは、法律上難しい点がある。

方代表：終戦後、朝総連が民団系と共産系に分離する時、韓人系学校がほとんど朝総連に行ったこ

とがあるという。朝総連系の民族教育分校にも、日本側で予算を裏づけしてあげるのか？

八木：特殊な地域に朝総連系韓人たちが集中して居住していて、その地域に分校が設置されている場合、その地方自治団体の管轄区域内なので、予算の裏づけをしていると聞いている。ともかく文部省実務者を出席させて、確実な見解を聞くようにしよう。

方代表：教育問題のせいでわれわれ代表団が、民団側から多くの質問を受けており、重大な関心を持っているのに、確答ができないのだから、権顧問も出席させて、民団の立場での見解も聞くようにしよう。

新谷：在日韓人が設立した学校を、日本の正式学校として認定して欲しいという話ではないかと思えるのだが？

李代表：わが側は従来、永住権者が設立した学校の正式学校認可問題を撤回し、その学校の卒業生に対して外国で同等な学校を卒業した者と同等な進学資格を認めて欲しいという主張に変えたのだ。

鶴田：教育問題においては過般、外相会談で韓国側が出して来た問題三個の内、二個が合意されたことになるが、その他の「学校設立認可」問題は撤回するのか？これからの論議は過般の合意事項だけに基づくのか？

李代表：そうではない。第三項目に対して保留しただけだ。即ち日本側が教育問題と社会保障問題において、日本人に準じる待遇をするならいざ知らず、そうでないのなら撤回したのではない。永住権者が設立した学校に対する進学付与問題は、今後双方がもっと論議しなければならないだろう。

八木：要は討議の過程で解決しようという意味ではないかと思われるので、次に論議して

みよう。財産搬出問題は、教育問題の討議後に回しても良いのではないか？

李代表：教育問題を討議した後に、財産搬出問題を討議してもよい。仮調印されたものの中にも新しく規定することが多く、永住権だけでも合意議事録に入れるものが多い。ところで会議進行方法において「処遇」問題の討議と別途に、協定文作成を推進しなければならないと思うが。

八木：協定文案作成はどのように進展しているのか？

大和田：協定文案を作成してみると色々難しいことが多い。合意できたものも表現が難しい点がある。だから日時を決めて、何時提出するかというのは難しい。特に処遇問題が合意できず、よりそうだ。財産搬出や教育問題の根本趣旨は協定で規定しなければならない。

李代表：処遇問題の基本となる点を協定本文に規定する点は賛成だが、4.3 日仮調印された追加合

意事項1の「妥当な考慮」をするというのは、そのまま条文にはできない。

大和田：われわれとしてはそうは思わない。「妥当な考慮」を具体的にどのように協定本文に表示する

か難しいし、われわれとしては韓国側の意向を聞こうとしたのだ。

李代表：教育、社会保障、財産搬出等の具体的な処遇が決定した後、それが適切なのか、妥当なの

かを見て、協定本文の表現を模索すればよいのではないか。したがって私の考えでは、「妥当な

考慮」云々は内容のない表現である。

八木：今の状況では協定文を提出するのは難しいのか？

大和田：条約全体のバランスから見て難しい。

李代表：処遇の論議が終ってから、他の問題も条文化するのか？

大和田：そうではない。おおまかにでも論議した後に、協定本文と合意議事録に分けて表現するからだ。

李代表：処遇問題の討議が終るのを待って協定文を作成するのでは日にちが遷延するから、処遇問

題の討議と協定文の作成作業を併行させて進行しなければならないし、また協定本文と合意議

事録は分離して討議するのではなく、同時に討議するべきだ。

八木：先日仮調印した要綱案に依拠して協定文案を作成するのではないのか？

大和田：もちろんだ。しかし協定文案作成の前に一度、「妥当な考慮」をどのように考えるのか、韓国

側の意見を聞こうと言うのだ。

李代表：われわれは処遇において生活保護はすでに合意しているので・・・「等」に関して、もっと

具
体的に論議しようと言うのだ。しかし永住権の付与範囲や強制退去のような内容も、実質的に
確定
したので、条文化できると考える。しかし、処遇問題は実質的に決定できていないので、まだ
条文
化できないのである。

八木： 条約国としては仮調印した部分の内、合意事項はそのまま条文化し、追加した合意事項は
条
文化できないと考えるようだが、実質が決定していないものは条文化できないという韓国側の意
向は
どう見るのか？

李代表： 表現において「妥当な考慮」でなくても、「適切な考慮」等と表現できるだろうし、あるいは
具
体的に合意した後、規定することもできるだろう。しかし処遇問題に関しては実質的に決定し
た後
に条文化しなければならないだろう。

谷口： すでに合意した永住権と強制退去も、英文で表現するのが難しいので、処遇問題は決定
が先
行してから条文化すべきだろう。

李代表： 永住権や強制退去に対して条文化作業をしながら、一方では処遇に対して具体的に論
議
するようにしよう。処遇は毎週何回ほど論議したら良いのか？

新谷： 外務省側がもう少し努力して、可能な限り処遇問題がある程度話になるようにして、一緒に
条文
化作業をするのも一つの方法ではないか？

李代表： 処遇が決まってから他の問題も条文化するというのは困った話だ。

大和田： 韓国側の考え通り、会議を併行しても良いだろう。

李代表： 処遇問題の解決と協定文条文化作業は一応、併行開催するようにしよう。

八木： 次回は文部省の実務者を参加させよう。

新谷： 韓国側が言う韓国学園卒業生に対する同等な資格認定は、韓国内の正規学校卒業生と
同等
に認定してくれということなのか？韓国内の各種学校卒業生と同等に認定してくれということな
の
か？

李代表： 上級学校進学資格において外国の学校卒業生と同等な資格を認めよという趣旨なので、
韓

国内の正規学校卒業者と同等の進学資格を認めて欲しいということだ。日本内にある韓国系
学校

は日本の文教科制に合致するので当然な要求と思う。次は、文部省の話聞く一方、国民健
康

保険に対して厚生省の話聞くのはどうか？

大和田： それもよい。韓国側の要望はどんなものか？先に知らなければいけない。

李代表： まず国民健康保険だけに限って、相互論議しようと言うのだ。

鶴田： 厚生省側は韓国側の意見が全体的に固定したら、これに沿って論議したいということだ。

李代表： 当初われわれは社会保障全部を適用して欲しいというものだったが、ある程度狭めたし、
さら

に国民健康保険一つでもその適用を保障されるのなら、その他に対しては理解させて狭めて
行く

こともできるだろう。

八木： しかし文部省と厚生省両側の実務者を、皆一緒に出席させるのは難しい。

大和田： 文部省側ではある程度結論が出たようなので、文部省の話を先に聞くことにしよう。

斉木： 韓国側が処遇に対して要望しているのは何なのか？

李代表： 過般の外相会談期間中、金大使・牛場審議官会談でわが側が列挙して出した案がまさ
にそ

れだ。当時、柳谷事務官が、「同案が最終的なものなのか？」と聞くので、それだけが適用さ
れる

のなら、他のものは撤回するとまで話したことがある。処遇は日本側が考慮してくれるなら可能
なこ

とで、われわれが無理に主張するのではない。

斉木： 互いに同じだ。

大和田： 財産の搬出及び送金に対しては大蔵省と後に論議するようにしよう。

李代表： まず、文部省と厚生省と話した後大蔵省と論議するようにしよう。

大和田： 会議の促進のために、条文作成作業をどうするべきなのか？具体的に方法を決めよう。

李代表： 処遇を実質的に終わらせた後に条文化作業をするのは遅くなるので、両側で案を出し
合うとか、日本側が案を出したら、それに基づいて論議修正してもよいだろう。

八木： 今週に協定文案が準備できるのか？できなければ、来週に 1 回ほど処遇に対して、もっと
論議しよう。

李代表： 次回の会議を明後日、23 日頃しよう。

八木： 4.23(金)、14:30 にしよう。

鶴田： 一応、会合の日時を決めて、文部省と打ち合わせて連絡する。

鶴田： 新聞発表は？

李代表： 処遇について論議したとしよう。

八木：よい。

P24 2. 26 次. 1965.4.23.

P25 駐日代表部

駐日政 722-124

1965. 4.26

受信：外務部長官

題目：第 7 次全面会談法的地位委員会第 26 次会議録

1965. 4.23 に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

有添：同会議録 2 部終

首席代表 金東祚

**P26. 第 7 次韓日全面会談 法的地位委員会
第 26 次会議録**

1.日時： 1965.4.23. 14:30-15:20

2.場所： 外務省 236 号室

3.出席者:

韓国側 李垞浩 代表

権泰雄 専門委員

安世勲 補佐

朱炳国 補佐

日本側 新谷正夫 民事局長

中村 入管局次長

大和田涉 条約局参事官

家弓吉巳 民事局第五課長

石川二郎 文部省大臣官房参事官

今村武俊 文部省初等中等教育局財務課長

谷口禎一 条約課事務官

鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

大和田：過般言ったように今日は文部省の実務者が出席して、処遇問題に対して論議することにしようと思う。韓国側が 3.4.提出した案の内、第 4 条第 2 項(教育問題)に対して文部省で十分に論議した結果を、今日話すことになるだろう。

石川：過般、本委員会では日本側代表が述べたと信じますが、韓国側で教育問題に対して要望している三個の項目の内、一番目の日本国民と差別のない義務教育の実施と、二番

目義務教育を受ける者の上級学校進学に対して均等な機会を付与することに対しては応じられる。しかし、三番目の項目の永住権者が設立した私立学校修了者に対して、外国の同等な学校を卒業した者と同等な資格を認定する問題は認められない。

李代表：認められない理由を細かく話してくれ。

石川：一言で言って日本の教育制度を乱す憂慮があつて駄目だということだ。

李代表：われわれの立場を言うなら、われわれが将来において学校を設立することはないだろう。現在設立されている学校の内、白頭学園と金剛学園が経営する学校の内、一部は正式学校として認可を受けているが、その内一部の学校と東京の韓国学園は正式学校としての認定を受けられないでいるが、正式学校として認定を受けられない学校の卒業生は、上級学校進学において個別的な審査を受けて進学できるだけで、一律にその進学資格が認められないでいる。

日本の学校教育法施行規則第 69 条には、外国での学校を卒業した者に対しては、その進学資格を特別に認定するようにしているのに、こちらの韓国学園はその教習課程において日本の学校と同一なのにも関わらず、外国の同等な学校卒業者に付与される進学資格すら認められないでいるのだから、これは理解できないし、ましてや韓国学園卒業生に対して韓国の同等な学校卒業生と同一に、上級学校への進学資格を認めてくれということなので、無理な要求をするのではない。

石川：学校教育法施行規則第 69 条の規定は、日本人で外国に行つて教育を受けて帰つて来た者に対して、その上級学校進学資格を認定する例外的な規定で、外国人には適用されない。だから在日韓人で韓国学園を卒業した者に対しては適用できないし、日本にある学校に入学すればよいのである。

李代表：日本の各種学校卒業生を正規学校卒業生と同等に認めてくれというのは不当だとしても、学校教育法施行規則第 69 条を日本に來ている外国人に適用しないというのは不当だ。

石川：韓国系の二つの学園は米軍司令部ではなく、日本政府によって認可された。当時認可するにおいて、教習科目を日本の学校と同等にするということと、日本人学生も入学させるという条件がつけられていた。

李代表：それなら韓国学園も以上のような条件を履行するなら、今後日本の正式学校として認定できるのか？

石川：この問題は中国、台湾問題もあり、総合的に検討しなければならないので難しい。われわれとしては日本の学校に就学して、入学資格の認定を受けるのが良いと考える。

李代表：韓国側が提案した第3項目に対して、日本側がこれを拒否する理由は、第一に学校教育法施行規則第 69 条は外国人に対しては適用しないということと、第二に韓国学園のような各種学校卒業生に対して進学資格を認定すると、日本の教育体系を乱すということか？

石川：そうだ。日本の学校教育法第 1 条によって韓国人が学校を設立するといつても、他の外国との

関係があつて認可できないのだ。

李代表：その他、違う理由はないのか？

石川：率直に言って、朝総連系の学校が、表面上では民族教育云々言いながら、**反日的、反米的な教育を実施しているが、在日韓人の成分を確実に区別するのは難しいし、その学校が朝総連系の学校で駄目だという保障もないので、永住権者が設立する学校に対して設立認可をできないと言うのだ。**

李代表：それならひとつお聞きするが、各種学校の内、日本政府を破壊する目的で活動する学校をなぜ認めているのか？朝総連系の学校が、朝から晩まで個人崇拜という形式で、共産主義者の養成とプロレタリアの独裁を称える教育をすることで、反日的、反米的な教育をしているのに、これを放置するのは結局、日本国憲法を破壊する活動を認めることになる。しかし、外国人が日本国の憲法を破壊する活動をするのをそのまま黙認することは、日本国の憲法を守護する義務がある日本政府としては、その責務を尽くしているとは見られない。それゆえに日本政府は韓国の赤化と日本国の赤化、進んでは世界の赤化を目的に共産教育をしている、朝総連系の学校を閉鎖しなければならないのではないのか。そのように当然しなくてはならないことはせずに、韓国人が設立した正当な学校をそういうものと同一視するかのよう、その上級学校進学資格すら認めないというのは理解できない。

石川：これは日本政府が責任持って解決する内政問題だ。

李代表：内政に干渉するのではない。ただ 20 年間余りこのような現象が続き、座視できないのだ。朝総連系の学校が上手く整理できるのなら、韓国学園を認可する問題は少し簡単になるだろう。

石川：われわれも学校問題で、朝総連系にとても悩まされている。朝総連系は教育資金も多く入って来ると聞いている。

李代表：われわれが要求した教育問題第3項目に対しては、本委員会で論議にならないようなので、政治的折衝に回すことにしよう。

石川：もしも日本政府が朝総連系の学校を整理するとしたら、在外国民保護という見地から外交的に抗議することはないのか？

李代表：そんな抗議はないだろう。韓国を赤化するための、共産主義者養成学校を閉鎖するからと抗議する大使がいたら、気が狂った人だ。

適齢児童の 80%が日本系の学校に、残りの 20%が韓国系または朝総連系学校に就学している(訳者注：**そのほとんどが朝総連系の学校で、韓国政府は在日の民族教育に全く関心がなかったという事実は完全に無視されている**)が、朝総連系学校だけ上手く整理できるのならわれわれ側の要求第3項問題は問題視にならない。とにかくこの問題は本委員会では決定できないようなので、当分の間そのまま保留しておこう。

権委員：統計によると韓国人学校が 6 個あるが、その内 2 個が認定され、3 個の学校は夜間として認可され、残るひとつの東京韓国学園だが、これも認可されないでいるが、これは平和条約以後に設立された関係という。この東京学園の認可問題が一番大きい問題だ。

石川 : 今、別個の問題だが、今後韓日両国関係が正常化され、多くの日本人が韓国に行くようになり、

ソウルに学校を設立するのなら認可してくれるのか?

李代表: 勿論、認可するだろう。現在華僑の学校にたいしては、その進学資格まで認定してあげて

い
る。

権委員 : 韓国学園は設立して 10 余年も経ったのだからその実績を勘案して、あの学校の卒業者に

に対する進学資格を認めて欲しいというのだ。

谷口 : 質問するのは大阪の白頭学園のようなところを卒業した学生に対して、韓国で進学資格を認定

しているのか?

李代表: 大体で進学資格を認定している。特に言語の障害があり、特別指導をして外国人の学生のように取扱っている。

谷口 : 本委員会で論議する対象は、協定が規定する特定人に対する処遇ではないのか?

李代表: 体制上では協定永住権者とその子孫の教育問題に関連する限界内で問題になる。しかし付随的に、これにおいて恩恵を受ける者もいるのだ。

大和田 : 次の会議は何時開催し、その時には生活保護等に関して論議しようか?

李代表: 生活保護は既に合意したのだから「・・・等」に関して、特に国民健康保険問題に対する厚生省側の見解を聞こう。

大和田 : 一応 27(火)14:30 に決め、厚生省の実務者を出席させるようにする。

石川 : 教育問題はもっと論議しないのか?

李代表: これ以上論議しても別に進展がないだろうから、わが側要求第 3 項目を高位折衝に回そう。

石川 : わかった。

鶴田 : 新聞発表は?

李代表: 教育問題に対して論議したとしよう。

新谷 : よい。

P33 3. 27 次. 1965.4.27.

P34 駐日代表部

駐日政 722-136

1965. 5.6

受信: 外務部長官

題目: 第 7 次全面会談法的地位委員会第 27 次会議録

1965. 4.27 に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

有添：同会議録 2 部終
首席代表 金東祚

P35 第 7 次韓日全面会談 法的地位委員会
第 27 次会議録

1. 日時： 1965.4.27. 14:30-15:40

2. 場所： 外務省 233 号室

3. 出席者： 韓国側 方 熙代表
李炯浩 代表
権泰雄 専門委員
安世勲 補佐
朱炳国 補佐
日本側 八木正男 入管局長
新谷正夫 民事局長
牛丸義男 厚生省社会局長
大和田渉 条約局参事官
家弓吉巳 民事局第五課長
菅沼 入管局総務課長
斉木俊男 法規課事務官
鶴田剛 北東ア課事務官

4. 討議内容：

八木：今日は厚生省の社会局長が出席しているので紹介する。処遇の内、社会保障問題について話すだろう。

大和田：社会局長は社会保障問題を担当されている方でよく知っているので、色々と意見を言うだろう。先般の会合で論議されたように、国民健康保険についてまず話すだろう。

牛丸：生活保護はすでに合意したもので、韓国側が望む社会保障問題の内、金融関係は他の部署で取り扱うので、これに対しては言わないで、国民健康保険に対してわれわれの所見を述べる。健康保険については、既に戦前に法律が制定されていた。これは国民健康保険とは性質が少々異なり、職場別に加入するようになっている。これに反して国民健康保険は、国民健康保険法の委任として市町村の議会の条例に規定されることによって、外国人に対しても適用される余地がある。

このように国民健康保険に対しては、地方自治団体の条例が定めるところによって外国人に適用される余地があり、これによって在日韓人も同法の適用を受けることが

できるようになっている。ただ一律に適用しないという弊害があり、これは「妥当な考慮」という見地から、行政指導によって適用を促進しようとしている。

李代表：国民健康保険において外国人に対する適用を条例に委任するということは、同法何条に規定されているのか？

牛丸： 国民健康保険法第 5 条と第 6 条第 1 項第 8 号の規定によって定められた厚生省令である、同法施行規則第 1 条第 1 項第 2 号に依拠して地方自治団体の条例で規定するようになっている。

李代表： ということは法律として省令で規定するようにしたものを、再び条例によって規定するように委任したのだから、必ず各市町村の条例で規定することなく、はじめから省令で規定したら、永住権者である在日韓人全体に適用するようにしたらよいのではないか。

従来、日本側からこの問題は、日本の中央政府がこの施行を韓国政府に約束をしても、地方自治体の条例で規定するものなので「自治権の侵害」だと言って来たのに、今日の説明を聞いてみると在日韓人の内、永住権者に一律にこれを適用するのにおいて、法制度上としては難点がないと考える。

牛丸： しかし、国民健康保険事業の実体上、中央政府が法律を決めて、一律にこれを外国人に適用させるのは難しい。

李代： 日本側は難しいと言うが、法律でその適用が不可能としたものを省令で可能にしたら法律違反だが、法律で可能なものなので、下位の法規にその施行を委任したのではないか？しかし、法律を改正しなくても、その委任を受けた省令を改正すれば、簡単に解決する問題ではないか。

鶴田： 過去にわれわれが在日韓人に対する国民健康保険の適用が不可能としたのは、財政上の理由が多かった。

李代表： 財政的に困難であると言うが、在日韓人も税金を納めていて、市町村内の日本人に比べて、その数は非常に少ないではないか？また、在日韓人に、実際に適用すると定められれば、法的には問題がないのではないか？

牛丸： 国民健康保険の事業主体が地方自治団体だ。

李代表： 国民健康保険の事業主体が地方自治団体だとしても、韓日両国間の条約で在日韓人に適用できると規定するなら法律上難点はなく、その解決も簡単ではないか。

八木： 在日韓人に国民健康保険を適用するという条約を締結するということは、条約と国内法の関連上どう見るのか？

斉木： 地方自治体としては、条約で規定されても、現行法を尊重する意味から、法律が改正されないと、条約で規定されたからと、すぐ施行に移ることはできない。

李代表： 日本政府が適用する意志があれば、法律も改正できるはずだ。日本では条約と法律が抵触する時、効力上その関係はどうなるのか？

齊木：その時は勿論、法律が改正されなければならない。

鶴田：わが政府が国民健康保険の適用を約束して実際的に適用するのは、法律上可能だとしても、

実際施行可能なのか?は別問題だ。

齊木：先に、実際に定められないと、施行することはできない。

李代表：この問題に対する論議は、第1に実際上に在日韓人を一律に国民健康保険に加入させる

かを決めるという問題があり、第2にその実際に決めたものを法的にどう定めるかという問題がある

が、実質的に決定さえすればそれを法制化するのに難点が全然ないと考える。ところで実質上の

問題は後に回すとして、法制度上の難点がないということは明らかになったのではないか?

齊木：しかし、実体がきちんと決められなければならないし、条約で規定される前に、各市町村で一

律に適用できるか?まだわからないし、実体が決められたと仮定しても、法理論的にも難点がない

と責任もって、ここで言うことはできない。

李代表：実際論と法律論を混同してはならない。実質的な問題は後に論議することにして、法制度

上難点がないということをはっきりしているのではないか?にもかかわらず法律的に責任を持つ

て話をできる人がいないというのなら、そういう人物が出て来て話すようにせよ。

牛丸：法律上、在日韓人にも国民健康保険の適用が開放されているのだから、市町村の全体住民の

意思如何によって、在日韓人にも適用されるようにすればよいだろう。

方代表：国民健康保険に対しては、協定本文では言及できないのか?

牛丸：条例で規定し、在日韓人に適用するように地方自治体に勧奨する。

李代表：国民健康保険法を在日韓人に適用することに関連した法律と省令と条例の実例を、参考資

料として貰えないか?

牛丸：次に関係資料を手渡す。

李代表：われわれが聞くとくところでは在日韓人が多数居住する市町村では適用されず、少数しか住ん

でいないところでは適用されると聞いた。

牛丸：制度的に開放されているので、この問題は財政上考慮もして市町村にその施行を勧奨する。

李代表：日本側が協定本文、または合意議事録、または書簡の形式で国民健康保険の適用を在日韓人に約束すれば、簡単に解決できる問題ではないのか？

牛丸：法令を改正して全対象者に国民健康保険を適用するのは今すぐは難しいが、社会保障の理念に従って、各市町村にその適用を勧奨しようというのだ。その勧奨の形式は追って外務省と協議となければならない。

方代表：それでは次の会合時に地方自治団体のこれに対する条例と、協定に関連する日本側の約束形式を手渡してほしい。

八木：そうする。

大和田：国民健康保険に対しては「妥当な考慮」という大前提下に、合意議事録や書簡に具体的に明示するようにする。

新谷：国民健康保険に対して韓国側が言うのは、条約に規定されれば条例に委任する必要がないということなのか？もしくは市町村に委任して条例で規定する前提をそのまま置く、二つの内のどちらを言おうとしているのか？

李代表：在日韓人の永住権者に国民健康保険を一律に適用するにおいては、法制度上難点がないことを確認しようとしたのであり、条約でその原則を定めれば、日本側がこれに沿って法律や省令を改正すれば済むのではないか確認したのである。

新谷：妥協的に考えて、厚生省側の見解が在日韓人にも国民健康保険が適用されるよう開放されていると言うのだから、これを法律的に裏付けするようにしたら良いだろう。

李代表：日本政府にやる意志があれば、実行に移せると考える。

方代表：政府が国民健康保険の適用をしようとする時は、別に予算上の裏付けが必要なのか？

牛丸：国民健康保険の適用に従って、すぐに予算の裏付けが要するのではないが、地方自治団体に対する中央政府の補助金給与率が増加一路にあり、地方団体の経費の2割5分を補助しているので、こうした意味から地方自治団体の事務費補助額の引き上げ等財政的援助を裏付けし、市町村を説得して施行するようにできる。だから近い将来には実現すると思う。

方代表：日本側が国民健康保険の適用に対してわが側に文書で約束するなら、何時頃ならできるのか？

牛丸：地方によって状況を明確に把握できていないので、何時とは今すぐ答えられない。即ち韓人が多数住んでいる所では、財政的な事情も考慮しなければならないだろう。

方代表：社会保障問題の内、他の件に対してはどう考えるのか？

牛丸：韓国側から要請のあった社会保障制度の中には、厚生省と関連しないものもあった。厚生省に関連するものとしては公衆衛生関係法律、身体障害者に対する関係法律、労

働者保護関係の法律、児童福祉法、母子福祉法等は国籍による差別がないので、在日韓人にも適用されており、問題にならないだろう。

ただ、国籍により適用に差別があるのは「国民年金法」と援護関係の法律等、その性質上外国人には適用できないという趣旨から制定された法律だが、これは永住権者の在日韓人に適用できない。

方代表：らい病患者救護関係も国籍による差別がないのか？

牛丸：まったく差別がない。社会福祉という見地から、日本に居住している以上差別はない。

方代表：前述した諸法律の適用は、市町村に関係なく区別ないのか？

牛丸：法律に、国家が施行するようになっており、市町村に関係なく区別はない。

方代表：日本側の協定文案はいつできるのか？

大和田：早くても来週になるだろう。処遇問題が今日まで話し合われたものなら合意議事録や書簡に規定するのだが、財産搬出問題等色々あって他の問題とのバランス上、今週内に作成するのは難しい。土曜日までにでもできれば代表部に送るが、遅ければ来週火曜日ま以前に準備できる。

方代表：社会保障問題以外の問題で金曜日に話し合えないか？

李代表：明日、**30日（金）**財産搬出について論議しよう。

八木：よい。

方代表：では次回の会合の時には、国民健康保険関係の資料とどんな形態で規定するかを日本側が提案し、主に財産搬出と送金について論議しよう。

八木：そうしよう。

大和田：現在の社会保障制度で在日韓人に適用されているものは、従前のように今後も適用すると列記式に規定したらどうだろう？

李代表：よい。宣伝効果があるだろう。

牛丸：現在適用されているものを列記すると約**30種類**ある。

李代表：それでは今日はこれで終わろう。

八木：よい。

P43 4. 28 次. 1965.4.30.

P44 駐日代表部

駐日政 722-136

1965. 5.8

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談法的地位委員会第28次会議録

1965. 4.30 に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

有添：同会議録 2 部終

首席代表 金東祚

P45 第7次全面会談 法的地位委員会
第28次会議録

1.日時： 1965.4.30. 14:30-16:00

2.場所： 外務省第233号室

3.出席者:

韓国側	李垞浩 代表
	権泰雄 専門委員
	安世勲 補佐
	朱炳国 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	新谷正夫 民事局長
	中村 入管局次長
	大和田渉 条約局参事官
	家弓吉巳 民事局第五課長
	菅沼 入管局総務課長
	下條 大蔵省国際金融局企画課長
	森岡 大蔵省国際金融局企画課事務官
	白崎 大蔵省関税局業務課事務官
	西田 大蔵省関税局監査課事務官
	平野 大蔵省関税局国際課事務官
	蚊谷 通産省貿易振興局貿易振興課事務官
	原 通産省貿易振興局貿易振興課事務官
	斎木俊男 法規課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

八木：今日は財産搬出と送金に対して論議するために、大蔵省及び通産省の実務者が出席したので、十分な論議をできると思う。韓国側から提示された案を関係各省でも検討してみたのか。?われわれとしては 3.17.提示した案の中で財産搬出及び送金に対して規定しているが、1次送金額が 5,000 ドルで残りは 1/5 ずつ分割送金すると知っている。一回読んでみることにする。

鶴田：(日本側の 3.17.案を一度朗読した。)

財産搬出及び送金に対しては協定本文第3条に大綱が規定され、細かくは日本側書簡に規定された。

李代表：わが案も一度読んであげる。

権委員：(わが側 3.4.案を一度朗読した。)

わが案の内、事実別に大綱を読んだ。日本側案の「妥当な考慮」とはどういうものかわからないし、一般法令に依拠搬出するのより有利なものでなければ、国内法の適用程度なら協定に規定するために論議する意味がないと思う。

八木：今日の会合では「妥当な考慮」を具体的に論議することよりは、専門家間の技術的な話を交換することにしよう。

下條：まず品物の搬出に対して論議しようと思う。

八木：品物の搬出において、韓国と日本との差異は何なのか？

蚊谷：日本から外国に永住する人が品物を搬出するのにおいては、引っ越し荷物、職業用具、携帯品を差別なく搬出できるが、これは輸出品貿易管理令別表 5 に規定されている。ただし、法令によって制限があり、これを超過する品物は **Export License** を申請して許可によって搬出できる。ただしその許可は韓国側が要請するように自動的ではないのだが、職業用具も量が多いと営業用具になるからだ。

権委員：喫茶店を経営していた者が帰国した後、編み物業をするために編み物機械を持って行く場合、これを職業用具と見ることができるのか？

蚊谷：今まで従事していた職業に関する「職業用具」でなければならず、これから従事する職業に関する「職業用具」は含まれない。

李代表：職業用具の定義に対して日本国の関係法令ではどう規定されているのか？

蚊谷：特別に規定されたものではなく、輸出貿易管理令別表 4 に列挙された品目だ。

李代表：職業用具の定義をこちらで従事していた職業に使った「職業用具」と限定するのは妥当だが、私が考えるには職業用具の概念がはっきりしないようだ。例えばタクシー業に従事する人が 1 台のタクシーを持って営業をする時、そのタクシーが職業用具なのははっきりしているが、100 台を持って営業する場合われわれはこれを職業用具と見るのだが、従来日本側ではこれを職業用具と見られないとした。

蚊谷：法令上言う職業用具に該当しなくても、**License** を申請して許可されればできる。運輸業をしていた人が 50 台もタクシーを持って行くなら、一般的な職業用具には該当しない。

白崎：職業用具と言うがわれわれ税関で取扱っているのは、運転手が自分が運転していたタクシー 1 台を搬出するなら職業用具と見るが、数量が多くて営業用に使うなら職業用具とは見ない。物品は現金のように、基準を確実に定めるのができないことが難しい。

李代表：これまで本委員会で論議したところでは、職業用具の定義が不明確でどの限界まで許すかが問題だった。しかし職業用具の定義を今から本委員会で論議して、決定しなければならぬ。同時に物品の搬出に関する **License** 申請に対する規定も確実にしなければならぬだろう。

蚊谷：われわれの見解は引っ越し荷物、職業用具、携帯品で永住帰国者のものということ

が確実なものは **License** なく搬出できると考え、職業用具でないものも禁制品や、商取引の対象になる商品を除いては **License** の申請をすれば許可を受ければ構わないと思う。

李代表：永住を目的に帰国する者が、販売を目的に多量の商品を搬出して商売するのを、無理に許してくれと言うのではない。ただ永住帰国する人が「反物商」の場合、彼が販売していた「反物」をそのまま韓国に持って行って、再び反物商ができるようにしなければならないので、このような場合彼の「反物」を職業用具と認めなければならないだろうという意味だ。

西田：法令に依拠適用して来た前例があり、これを広義に解釈するというのは難しい。われわれとしてはくり返し話すのだが、引越し荷物、職業用具、携帯品と法令で規定されているので、この概念に相当と認められるものは **License** なく搬出し、これを超過するものは **License** を申請して許可を受けて搬出したら良いではないか？

権委員：昨年に本委員会で財産搬出及び送金に関して論議する時、日本側では **License** の発給を弾力的に運用すると言ったが、われわれとしては自動的に許可されるのを望んでいる。

鶴田：弾力的に運用すると言ったのは事実だ。

蚊谷：弾力的に運用するというのに対しては色々なケースがあり、一律的に話すことはできないが、要は具体的なケースに具体的に考慮することを言う。われわれも弾力的な考慮というものをよく検討してみる。

李代表：永住権者で永住帰国する人は現在でも毎年 **2-3** 名に過ぎない。そして持って行く財産も **2,000** ドル未満が普通で、巨額のものにならない。ここで暮らすのも難しく、仕方なく行くのだから搬出する財産に対して、神経をそんなに使う必要はない。ただ現在論議された財産搬出の範囲が曖昧だったので、確実にしておこうというものだ。

下條：法人のケースはないのか？

李代表：永住帰国者は自然人に限り法人ではないので、原則的に永住権を持たない法人が永住帰国者にはなれないだろう。しかし法人の形式を持つ個人の業態が多くあるので、法人の財産搬出は駄目だと明確に区別して言うことはできないだろう。

下條：職業用具と言う時は、現在税関の取扱いとしては携帯用職業用具を意味している。即ち生活に必要なものなので、カメラマンがカメラを **2** 個や **3** 個携帯するのは職業用具と言える。即ちこの場合には彼の生活に必要不可欠だと見るのが、従来われわれ税関の見解になっている。しかし普通の人が **2** 個のカメラを持って行くのは職業用具ではない。

蚊谷：事実上の職業用具なら、職業用具の概念に含まれなくても、意匠商用対象になる商品でない限り **License** は許可される。

李代表：要は永住帰国者が自分の職業上使用したり取扱っていた物品は、これを職業用具と見て搬出できるようにしたり、または日本側の主張通りに職業用具に該当しない部分

は、これを輸出許可を得て搬出させる点はもっと検討することにして、これを全部搬出できるようにしろということで、この点に対しては日本側も異議がないものと思う。また少し前にも言ったように法人というのは永住権を申請する単位ではないと見えるが、現実的な例で家族構成員が法人の場合、この法人体各構成員全体が永住帰国するケースも想定できるので、このような法人体は現実的には財産搬出の対象にならない。

八木：条約局は関係省と、このような点を研究して欲しい。

李代表：日本側で過般永住帰国者の最初の送金額を **5,000** ドルと言いながら、日本の外貨事情が良くなければもっと考慮できると言ったが、それが **3** 年前なので事情が変更されたが、どう考えるのか？

八木：過般牛場金大使会談では牛場審議官が、金額よりも永住帰国する世帯に対して限定するのはどうかという話もあった。

西田：最初の送金額 **5,000** ドルは永住帰国者が携帯できるものだ。残り **5,000** ドルを超えるものは非居住者円預金計定にして、日本銀行に計定をあげれば後に送金できる。これは外国為替管理令第5条居住者の義務に規定されていて、**1/5** ずつ残額を分割送金できるようになっている。ましてやこれには疾病その他困難な事情を理由に、送金の特別考慮をするように準備されている。

李代表：それは日本側がこれまで話して来たことと別に変わらない。

権委員：こちら韓国銀行東京支店に永住帰国者が特殊計定を設定するのはどう見るのか？

西田：それは困難だ。こちらで物品を買った代金の決済云々は貿易問題ではないのか？

李代表：永住帰国者が原則的に彼の全財産を搬出できるという点には、韓日両側が既に合意した。ただ日本の外貨事情で制限があって持って行けない残りの金額を、韓国銀行東京支店に特殊計定を設定して日本貨で預置し、後に物品代金決済に使用するのだから、日本側から見て害になるものもない。特に土地のような不動産は搬出できないから処分したまま、その金額に特殊計定を設定し、その計定金額で日本で物品を買うのだから、逆に日本の外貨を節約してあげ、商品を買ってあげるのだから日本側にも利がある。即ちドル貨が入って来ない貿易でなく、自分の財産を持って行く以外の何でもない。

平野：特殊計定を設定しなくても、少し前に言ったように非居住者円預金計定に入れて置いて外国人に売り、外貨で貰って送金する方法もあるので、方法は色々だ。またこれが **Transfer** できる。さらに株式を買って **3** 年間置いて売れば、元金と利子を皆自動的に持って行けるし、このようなケースでは日本銀行の許可が必要ないので良い方法だ。私債も同じだ。

李代表：われわれも一度その方法に対して一度研究してみる。

権委員：最初の送金額を **10,000** ドルにすることを特別に考慮して見ることはできないか？

八木：最初の送金額を **10,000** ドルにするには関係法令を改正しなければならないのか？

西田：もう少し増やして考慮してあげるのは難しい。改正するには法律を改正する必要はなく、輸出貿易管理令の別表だけ改正すればできる。

李代表：それならもっと簡単だから輸出貿易管理令を改正すればできるではないか!

西田：韓国人だけ特別に取り扱えないので難しい。

李代表：韓国人永住帰国者は他の外国人と性格が違うから、特殊な取扱いが可能なのではないか。

西田：原則は原則で決めておいて、永住帰国韓国人のように特別な **Case** はその時その時 **Case by Case** で特別考慮できるのではないか?

李代表：**Case by Case** の特別考慮より、財産搬出の原則を決めなければならない。

西田：財産搬出を韓国側は貿易と見なくても、われわれは貿易と見るしかない。本当に物品を買うのなら現金の内、分割送金する金額の中で買えば良いのだ。外貨で持って行くのは、外貨で持って行くということだ。

八木：昨年にも論議した模様なのに結論は出なかったのか?

李代表：それなら今日は物品と金額の搬出及び送金のふたつの問題に対して、論議はこの程度にしよう。

八木：昨年韓国側と財産搬出と送金に対して論議した時は、こちらの通産省側実務者が引越し荷物、携帯品、職業用具に対しては、一定な範囲まで搬出できるが、この範囲を超過する物に対しては **License** の発給において弾力的に運用すると言ったが、禁制品や意匠上取引の対象品になる商品に対しては考慮できないと思う。これまでに永住帰国した者も 70-80 名に過ぎず、**License** を申請した人はいない。われわれとしては超過する物品に対して **License** を申請すれば大体許可するようにするだろうから、そのようにするのが良いだろう。

李代表：日本側としては財産搬出及び送金に対して、よく研究して欲しい。

大和田：よい。次は過般決めた通りに **5.4.(火)14:30** に会おう。

李代表：よい。

P54 5、 **29 次、1965.5.4**

P55 駐日代表部

駐日政 **722-147**

1965.5.14.

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談 法的地位委員会 第**29**次 会議録

1965.5.4.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 **2**部。 終

首席代表 金東祚

1.日時： 1965.5.4. 16:00-17:20

2.場所： 外務省第503号室

3.出席者:

韓国側	方 熙 代表
	李炯浩 代表
	権泰雄 専門委員
	安世勲 補佐
	朱炳国 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	新谷正夫 民事局長
	中村 入管局次長
	大和田渉 条約局参事官
	中江要介 法規課長
	家弓吉巳 民事局第五課長
	菅沼 入管局総務課長
	谷口禎一 条約課事務官
	齋木俊男 法規課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

八木：去る **4.3.**イニシャルした合意事項に依拠して協定案が作成されたので今日提示し、協定案に対する説明は大和田参事官がするだろう。

大和田：わが案はどこまでも **4.3.**イニシャルした合意事項内容に依拠して作成された。協定文案は勿論のこと、合意議事録もそうだ。処遇に関しては継続論議する余地があるので、条文 **4** 条に規定したが合意議事録は作成した。

八木：わが案第 **1** 条第 **1** 項(a)に **9.2.**日という時点が出て来るが、過去本委員会での討議過程に照らして韓国側が異見を持つだろうと信じるが、この点に関する日本側の意見は強硬なので、そのまま書いたということを諒解してくれるようお願い。

大和田：韓国側が過般会合で「時点」に対して妥協案として提示した「**1945**年終戦の日」も、われわれには対内的関係、特に対国会関係で難しく、仕方なく「**1945.9.2.**」と書いたが、韓国側が後で問題にするだろうと思う。わが案に対する韓国側の論評は次に聞くことにして、処遇に対してもっと論議しても良いだろう。またはわが案に対して疑問になる点があれば話して欲しい。

李代表 :先に日本側案を一度朗読して欲しい。従来案を出した時は何時もそうして来た。

谷口 : (日本側案の協定本文を一度朗読した。)

八木 : 協定の名称を前は色々并表示していて、過般 3.17.案からは「待遇」と書いたが不適當だと思うのか?

李代表 :協定の名称は日本側が案を提示する時毎に 3 度も変わって来た。初めは「法的地位」、次は「法律上の地位」、三度目は「待遇」となったが、協定に規定され法律上付与された地位だから、法的地位でなかったら何なのか?名称よりも内容が問題になるが、大韓民国政府と日本国政府が協定を結んで在日韓人に特定な待遇をしてあげるのだから、協定上の地位であり、したがって法律上の地位または法的地位だ。過去 10 余年の間対外的にも **Legal States and Treatment** と表現して来たので、日本側が本当に「待遇」と規定するのなら「法的地位と待遇」と決めよう。「法的地位」というのを取ると、待遇はしてくれるが法的なものではないような認識を与えるからだ。

八木 : 条約局の考えはどうか?

大和田 : 協定に規定されると特別に待遇するというので、われわれとしては総合的に見て「待遇」としようといのであって、法的に見ないということではない。

八木 : 「法的地位」というのをわれわれとしては必ず外さなければならないものなのか?

新谷 : 「待遇」とするとある特定な待遇と限定されるのに対して、「法的地位」と言って「法的」を入れると、広い意味で使われる点がある。

李代表 :協定文に書くと「法的地位」の内容がこの協定上のことと限定されるので、協定上の永住権者の待遇によって付与される法的地位になるから、その内容が曖昧ではない。これまで長い間本委員委員会の名称としても使われた「法的地位」という用語を削除するのは不当なので、重大な事態を招来する程度でないなら、従前通りに使うことにしよう。

八木 : 前回仮調印の時は本協定の名称を何と書いたのか?

鶴田 : ただ「合意した事項」と「追加された合意事項」として名称がなかった。

谷口 : 両外相の共同宣言では「待遇」と書いた。

李代表 :それは共同宣言にだけ使われた用語で、また協定の名称が抜けたのは、まさにこの点が解決しなかったせいだ。

中村 : 今意見交換するのを聞くと、名称としてどんなものを使うかは別問題にして、「待遇」を使って法的地位が確保されないのではないと考える。何故ならば実態が変わらなければ良いからだ。「法的地位」とこれまで使って来たものを最後の段階に来て変更したのは、最終案なので「待遇」と書いた。各国の友好通商航海条約でも「待遇」と表現しても国際法上認められた外国人の法的地位で取扱って来た。とにかくこの問題はしばし保留してあげるようにしよう。

李代表 :要は「法的地位と待遇」と表現しなければならない。

八木 : 今出した協定案に対して韓国側の見解を言って貰えるか?

李代表：今日提示した案に対する韓国側の総合的な見解は次に言うことにして、今日は疑問点に対して幾つか述べる。第一に、第1条第1項(b)に「・・・(a)に列挙した者の直系卑属で・・・」と第1条第2項「・・・1の規定に沿って日本国に永住することが許可された者の子で・・・」は、どの場合でも、第1条第1項(a)の規定から見て、「1945年の終戦日以前から日本国に居住していて、永住申請時以前に死亡した者の子」の場合には永住権を申請する余地がないので、これを救済する規定を協定本文または合意議事録に規定しなければならないだろう。

中村：正しい話だ。合意議事録のようなものに具体的に規定しなければならない。

方代表：首席代表間会合でも話したことがあるが、合意議事録に規定することがとても多いのだが、韓日共同委員会のようなものを設置して、協定に関連した色々な問題及び紛争を協定精神に依拠して運営して行けば良いだろうと思う。

李代表：共同委員会では運営上曖昧な細部的なことを解決しなければならないだろうし、今私が指摘した問題点のようなものは運営上曖昧な点ではないので、協定本文か合意議事録に規定しなければならず、もしも規定ができなければ、共同委員会では解決ができない。

第二は、第2条第1項末の段「…25年を経過する時までは協議を行う用意がある」となっているが、日本側も周知のように過般外相会談で法的地位問題に関して論議し決定した原則に従って仮調印案文を整理した時、八木、新谷、藤崎条約局長、松永条約課長たちが出席した場で、韓国側と日本側が互いに譲歩した後、最後に行って「・・・協議を行う用意がある」をわが側が削除しようと提議すると、藤崎条約局長が同意して「用意がある」を外すことにしたのに、これがそのまま仮調印時に「用意がある」と表現されたので、これを質したところ、政治的な折衝の結果として最後の段階に行って日本側公簡をを添付して仮調印することで落ち着いたしたのだったが、結局会談の討議過程または日本側公簡の趣旨から見て「協議する」と規定するようにならなければならないのではないか。

八木：英文で表現する関係上「協議する用意がある」と表現したのではないか？

李代表：英文で表現する関係で、そう表現したというのは話にならない。

方代表：両側が討議時に皆一緒に聞いたのではないのか？それでは当分の間この問題は保留しておこう。

権委員：第3条第2項は過般仮調印時に未公布用に含まれたが、協定本文からは外して合意議事録に規定するようにしよう。

八木：それは絶対駄目だ。

李代表：三番目に、第3条第1項前段「・・・日本国に永住することが許可された者は・・・」と規定されたので、協定が規定した5年間の申請期間中において、「永住の申請をしたが許可がまだされない者」または「永住の申請もまだしてない者」は「永住が許可された者」ではないので、こういう人たちは協定発効後に協定上の退去強制事由の適用

を受けられず、日本入管令 24 条の適用を受けることになる不合理な結果が生じることになるので、この点を救済する規定を置かなければならない。

新谷：李代表の提案に賛成する。しかし犯罪行為で逮捕当時に永住の申請手続き上の者だけ救済されれば良いのではないか？

李代表：そうではない。永住の申請中の者は勿論だが、まだ申請していない者も救済されなければならない。永住許可を申請して許可される時までの犯罪行為が問題になるが、1957 年の覚書に「・・・満足な決定がされる時まで・・・」云々とあるので、協定が発効されると同覚書の効力が喪失され、申請期間中には日本入管令 24 条が適用されることになり、本協定の退去強制事由が適用されない空白期間が生じるので確実にして置かなければならないだろう。

中村：本人が永住を申請しないと永住申請の意志が表れないので、申請をしない人も含むのは難しい。申請手続き中の者に対してだけ、本協定の退去強制事由が適用されるように救済規定を置けば良いだろう。

李代表：5 年の申請期間が終わる頃に申請する人も多だろう。だから永住申請をした人だけ救済されるようにしたら、不合理な点が全部是正できない。

新谷：しかし永住許可を申請する意思が全然ない人たち(朝総連系を意味)にまで、申請期間中に本協定の退去強制事由が適用されるようにするのは難しい。

李代表：両国見解の内容には大差がなく原則においては符合するので、永住許可を申請したり、永住許可の申請をする資格と意志を持つ人には、協定の退去強制事由が適用されるように日本側の協定本文を修正するか、合意議事録に規定するようにしなければならぬが、どういう文句で表現するかは続けて論議することにしよう。

大和田：よい。

李代表：四番目に、第 5 条に対しては何時も私が話すところだが、本協定は日本の入管令等の普通法に対する特別法なのだが、特別法に規定がない時には一般法が適用されるのは法理論から見て当然なことなので、日本側案第 5 条は規定する必要がない。もしも必ず第 5 条が必要ならば、「一般外国人より悪くない待遇を付与する・・・」内容程度に規定しなければならないだろう。

大和田：もっと検討してみる。

李代表：五番目に、合意議事録に永住許可申請期間を第 1 条第 1 項(b)に規定された者(4 年 11 ヶ月以後に出生する者)は出生日から 30 日以内に規定するとしたが、これを「協定効力発生日 4 年 6 ヶ月以後に出生した者は・・・永住許可申請期間を出生日から 6 ヶ月とする」と決めるようにしよう。

中村：現在入管当局の手続きは全て出生日から 30 日以内となっている。

李代表：色々事情もあって出生日後 30 日は余りに短い。

大和田：それなら処遇に対しては次に論議することにするが、協定文の書式において協定本文、合意議事録及び公簡と 3 区分したのに対して韓国側の要望もあり、われわれも

可能な限り協定本文と合意議事録に単純化しようかと思う。

李代表：その問題に対しては私が問題視したが、私は外交官や条約実務者ではないので、つぎにこちらの条約担当者が確答するだろう。

権委員：合意議事録は国会批准要請時、提出されるのか？

大和田：国民の権利義務に関連した立法事項は国会に提出されるが、合意議事録は参考資料として提出される。

李代表：協定本文、合意議事録及び公簡の**3**形式の文書間には効力の差異がないのか？

中江(法規課長)：一言で言ってない。即ち文書の名称は違うが、その効力には差異がなく、内容が問題だが、憲法に依拠国民の権利義務に関する立法事項は協定に規定されても、または合意議事録や交換公文に規定されても、国会の審議を経て批准を受けるようになっている。

李代表：そうならば条約内容に国民の権利義務に関する規定があるのなら、協定なのか、合意議事録なのか、交換公文なのかを問わず、全て国会に提出されることになるが、もしも日本側が国民の(本協定の場合は韓国人の)権利義務を規定した合意議事録や交換公文を国会に提出せずに、国会の批准を受けられなかったら、その効力はどうなるのか？

中江：その時は日本国内の事務上の「ミス」であり、対外的に日本国がその条約の拘束を受けるのには変わらない。

方代表：それなら今日は終わることにして次の会合時、日本側案に対して論評する。次の会議は何時が良いのか？

八木：明日7日(金)**16:00**にしよう。

方代表：よい。

鶴田：新聞発表は？

李代表：**4.3**.仮調印した合意事項に依拠した日本側の協定案が提示され話したとしよう。

八木：よい。

第一條

1 日本國政府は、次に掲げる者が、この協定の実施のため日本國政府が定める手続に従いこの協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可する。

(a) 大韓民國國民であつて、千九百四十五年九月二日以前から申請の時まで引き続き日本國に居住しているもの

(b) 大韓民國國民であつて、(a)に掲げる者の直系卑屬として千九百四十五年九月三日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本國で出生し、その後申請の時まで引き続き日本國に居住しているもの

2 日本國政府は、大韓民國國民であつて、1の規定に従い日本國

1279

1647

3

で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力差
生の日から五年の後に日本國で出生したものが、この協定の実施
のため日本國政府が定める手続に従いその出生の日から三十日以
内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可
する。

3 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

1280

1648

67

第二条

1 日本国政府は、大韓民国国民であつて、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生したものの日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なう用意がある。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつてゐる精神及び目的が尊重されるものとする。

4

1281

1649

68

第三條

1 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民は、この協定の効力發生の日以後の行為により次に掲げるいずれかの者となつた場合を除くほか、日本國からの退去を強制されな^らず。

- (a) 日本國において内亂に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内亂に付和隨行したことにより刑に処せられた者を除く。）
- (b) 日本國において國交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外國の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本國の外交上の重大な利

5

69

1282

1650

益を害した者

(c) 管利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令の規定に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶子の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令の規定に違反してこの協定の効力発生の日以後三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

2 大韓民国政府は、1の規定により日本国からの退去を強制され

6

1283

1651

7

ることとなつた者について、日本國政府の権限のある当局の要請
に
応じ、その者の引取りについて協力するものとする。

1284

1652

第四條

日本國政府は、次に掲げる事項について、妥當な考慮を払うものとする。

(a) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民に対する日本國における教育及び生活保護等に関する事項

(b) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民（同條の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）で日本國で永住する意思を放棄して大韓民國に帰國するものによる帰國時の財産の携行に関する事項及びそれらの者が日本國において所有する資金の大韓民國への送金に関する事項

1653

1285

72

第五條

第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓
民國國民は、出入國、居住を含むすべての事項に關し、この協定で
特に定める場合を除くほか、すべての外國人に同様に適用される日
本國の法令の適用を受けることが確認される。

1286

1654

13

10

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに　　で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

1287

1655

94

以上の証換として、下名は、この協定に署名した。

千九百六十五年 月 日に
で、ひとしく正文である日本
語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある
場合には、英語の本文による。

1288

1656

175

日本国に居住する大韓民国国民の待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

第一条に関し、

日本国代表は、この協定の実施のため日本国政府が定める手続には、次のことが含まれることとなるべき旨を述べた。

(a) 同条の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民国の国籍を有していることを証明するに足る文書を自ら提出することができないときは、大韓民国政府の権限のある当局が日本国政府の権限のある当局の照会に応じてその者が大韓民国の国籍を保有していることを確認するため発給する文書をこれに代わるものとみなすこと。

1657

1289

76

(b) 同条1(b)に掲げる者であつて、この協定の効力発生の日から四年十一箇月の後に出生したものであるについては、同条1の規定にかかわらず、申請の期限をその出生の日から三十日までとする
こと。

大韓民国代表は、(a)でいう文書を発給する用意がある旨を述べた。

1290

99

1653

第三条に關し、

- 1 日本国代表及び大韓民国代表は、同条1(b)にいう「その公館」とは、所有者のいかんを問わず、大使館若しくは公使館として使用されている建物又はその一部及びこれに附屬する土地（外交使節の住居であるこれらのものを含む。）をいうことに意見が一致した。
- 2 日本国代表は、日本国政府が、第三条1(c)又は(d)に掲げる者の日本国からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払うべき旨を述べた。

1291

1659

78

P80 駐日代表部

駐日政 722-151

1965.5.17.

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談 法的地位委員会 第30次 会議録

1965.5.7.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 2部。 終

首席代表 金東祚

P81 第7次全面会談 法的地位委員会
第30次会議録

1.日時： 1965.5.7. 16:00-17:20

2.場所： 外務省第503号室

3.出席者:

韓国側	方 熙 代表
	李炯浩 代表
	崔侑洙 専門委員
	権泰雄 専門委員
	安世勲 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	新谷正夫 民事局長
	大和田涉 条約局参事官
	家弓吉巳 民事局第五課長
	中江要介 法規課長
	菅沼 入管局総務課長
	谷口禎一 条約課事務官
	斎木俊男 法規課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

方代表：今日は過般日本側が提示した協定文案に対して論評するが、去る会合でわが側が質問しながら述べた意見も、われわれの論評と考えてもよい。そして次の会議には、われわれの論評を基礎にしたわが側協定文案を提示するが、李代表が述べるものだ。

李代表：去る会合で質問しながら論評したものと重複する点があるかも知れないが、日本側案全体に対して論評する。

第一、協定の名称に関しては前回に言ったように「待遇」には違いないが、法に依

って在日韓人の待遇が規定されるなら、それがまさに彼らの法的地位になるのだから、「法的地位と待遇」と規定しよう。

第二、前文の内、「・・密接な関係」は内容は問題ではないが、われわれの対国内(会?)関係から見て、その表現を「特殊な関係」としたらと思う。

第三、前文の内、「日本国の社会と調和して」は、外国人が彼が居住する社会と調和しなければならないという面で理解ができるが、対国内的に見る時、このような表現に対してあげ足を取ろうという者もいるだろうが、過般 3.17.の日本側案の表現のように「日本国に在留する第 3 国の国民と相違する待遇を付与し、安定した生活を営為できるようにする」と表現するのが良いようだ。

第四、第 1 条第 1 項(a)と(b)の序頭に「大韓民国国民として」とくり返して規定されているが、これを削除し、去る 4.3.仮調印時の合意事項内容のように、第 1 条第 1 項前段の「次に記載された者」を「次に記載された大韓民国国民」と規定しよう。

第五、第 1 条第 1 項「日本国政府が定める手続きに従って」は、過去にわれわれが修正したように「両国政府が協議して定める手続きに従って」と決めるか、または「この協定の実施のために定める手続きに従って」と規定し、細かい手続きに関しては、もっと討議して合意議事録に規定するようにしよう。

第六、第 1 条第 1 項の「1945.9.2.」という時点表現はわれわれとしては受け入れられないので、「1945 年終戦の日」と表現し、わが側は 8.15.と、日本側は 9.2.と解釈して施行するようにしても支障がないだろう。

第七、第 1 条第 1 項(b)の「・・・(a)に列挙した者の直系卑属として」と第 1 条第 2 項「・・・1 の規定に従って日本国に永住することが許可された者の子として」と規定されたことは、どの場合でも第 1 条第 1 項(a)の規定から見て、終戦当時から居住し続けていて、永住申請時以前に死亡した者の直系卑属に対しては、永住権を付与するしかなくなっているもので、これらにも永住権が付与されるよう合意議事録に救済規定を置くようにしよう。

第八、第 1 条第 2 項「・・・日本国で出生した者」は、親が再入国許可を得て海外に行った時、子が出生した者のように日本国以外の地域で出生する場合もあるだろうから、そういう者も救済できるように合意議事録等に規定するようにしよう。

第九、第 1 条第 2 項永住許可申請期間を出生日から 30 日以内としたのは(現在入管令等では 30 日以内に施行していても)余りに短いので、これを延ばして 6 ヶ月以内程度に規定しよう。

第十、第 2 条第 1 項末尾の「協議を行う用意がある」は仮調印時、日本側の事情で公簡を添付しこのように表現したものだが、内容の差異がないものなので「協議をする」と規定するようにしよう。

大和田：仮調印時、牛場審議官と金大使会談で「協議する用意がある」としたのに対して韓国側の異見があり、公簡を添付することで結末をつけたと知っている。

方代表：そうではない。仮調印 3 日前の会談で、日本側の事情から公簡を添付するという形式を

取って仮調印することにしたのだ。

李代表：その時の経緯を話すと、徹夜の外相会談の最終段階で「協議する」と決められたのに、日本側が錯誤で「協議する用意がある」で既に閣議の諒承を受けた後で、これだけもう一度閣議に付議できないとして、協定発効後 25 年以内に必ず韓国側と協議する法的義務を負うという趣旨の公簡を添付することで落ち着いたものだが、仮調印された今になって新しい協定文を作成するのだから、「協議をする」と明白に規定しよう。

十一番目、第 3 条の退去強制事由と関連して永住申請期間においては、永住申請をする資格と意志を持つ者と申請中にある者に対しても、第 3 条の規定が当然適用されるよう合意議事録に規定しなければ、永住申請期間 5 年間においては日本の入管令 24 条の退去強制事由が適用される矛盾を是正できなくなる。

十二番目、第 3 条第 2 項の規定は仮調印時未公布することになったものだが、これを協定本文に規定することはできない。ある面ではこういう規定自体が、韓国に不信なところから規定したものとする。だから仮調印時未公布事項として合意した経緯に照らして、これはこれからも未公布の交換書簡形式と決めるようにしよう。まして、その文句が「…権限ある当局の要請に応じて」は、去る仮調印時の合意事項内容も「大韓民国政府は日本国政府の要請に従って」となっているので、「権限ある当局の…」は削除するようにしよう。

十三番目、第 4 条の「次に列挙した…妥当な考慮」は、「日本国での永住が許可された大韓民国国民に対して…次に列挙した事項に…妥当な考慮…」という風に表現するようにしよう。

第 4 条(a)の「…生活保護等」は、「生活保護、国民健康保険等」と含めて規定しよう。これに関連して前回、日本側がこれに関する資料をわが側に提示したので細かく検討したところ、国民健康保険法(法律第 192 号)第 5 条の被保険者規定は、この法が当然外国人にも適用されるようになっているのに、同法第 6 条の第 8 号に「…その他、特別な理由がある者で、厚生省令で定めた者」を除外できるようにしたこと根拠として、厚生省令で同法を外国人に適用しない原則を規定したものなので、法律自体を改正しなくても厚生省令だけ改正すれば、在日韓人にもこれを適用できるもので、各市町村で個別に条例で規定する必要がなくなっているので、この点再検討してくれることを望む。

その他、第 4 条に関しては討議が継続中なので、今後討議の結果を待って再びわが側の立場を明かすことにする。

十四番目、第 5 条は当然な規定であり、協定が一般法に対する特別法の性格を帯びていて法理論上当然なことだが、これを規定するならいつそ在日韓人には「日本国に在留する他の外国人に付与される待遇より有利な待遇を付与する」という趣旨で規定するようにしよう。

十五番目、第 6 条の条約の効力発生日に対しては「…批准書の交換日以後 30 日を経過した日」となっているが、これは政治的考慮が必要なことで、本委員会でも 30 日と決定するのが難しいから、決定を保留するようにしよう。

谷口：批准書交換日即時発効を考えているのか？

李代表：そういう意味ではない。

方代表：他の協定関係があって保留しようと言うのだ。

大和田：よい。

李代表：以上で協定本文に対しては大体評価したが、合意議事録に対しては継続討議した結果修正され再び提出さなければならぬので、その時また話する。

方代表：日本側でわれわれの意見をきいたので、これに対する意見が会ったら言うてくれるように願う。

新谷：第3条第2項「権限ある当局の・・・」という表現を削除しようという韓国側の趣旨は、結局外交機関を通じて要請しようという話ではないか？

李代表：そうだ。

谷口：第1条第1項及び第2項の「大韓民国国民」をとり返さず、第1条第1項「次に記載された者」の代わりに、「次に記載された大韓民国国民」と規定しようという意思は？

李代表：くり返さず規定するので簡潔に序頭に入れようということだ。

新谷：第1条第2項の永住許可申請期間「30日」が短いと言うが、どの程度の期間を望むのか？

李代表：第1条第2項とこれに関する合意議事録を総合して述べると、「4年11ヶ月」を「4年6ヶ月」とし、「30日」を6ヶ月程度に規定しようと思う。これに該当する者が多くもなく、これによって影響を及ぼす怖れもない。

新谷：前文の「日本国社会と調和・・・」を、必ず「第3国の国民と相違する・・・」と規定しなければいけないのか？

李代表：「日本国社会と調和・・・」を削除する代りに今までの日本側案の表現を使おうということだが、対国会、特に野党関係を想定してでだ。また朝総連が口頭戦で「協定で日本国に売渡す」という悪宣伝もあるので、「日本国社会と調和」云々よりは「第3国の国民と相違する・・・」云々がよりマシだからだ。

大和田：韓国側論評に対するわが側意見は、もっと考えて後でもっと話する。

谷口：第1条第1項「1945.9.2.」を「1945年終戦の日」と規定するなら、英語ではどうなるのか？

崔委員：色々考慮できるが Terminations of War となる。

李代表：1945年終戦の日だから、そんな心配はない。

新谷：「1945年終戦の日」としても、日本側が1945.9.2.でこれを解釈適用するのに韓国側では異議がないのか？

李代表：過般新谷局長が折衷案として「終戦の日」を合意議事録に具体的に表現して、「韓国側は1945.8.15.に、日本側は9.2.」に解釈しようというのは良い意見だが、両国の解釈が違ってもめ事になるだろうから、合意議事録に規定するのは止めるとしても、対国会関係においてわれわれは「終戦の日」を1945.8.15.と、日本側は1945.9.2.とそれぞれ解釈して、国会議員の質疑に対応すれば良いだろう。

新谷：そうだ。協定文書に規定しなくても、わが側が運営を1945.9.2.として、答弁においてはそ

れぞれ有利なようにすれば良いだろう。

崔委員：日本の法令にも 1945.8.15.を始点に書いている例がある。

権委員：引揚者給付金等支給法(法律第 109 号)を見ると、「1945.8.15.」を始点と表現したものがあつた。

大和田：そうか？

李代表：英文の本文は見てないが、「マッカーサーの回想記」にも終戦の日として括弧の中に 1945.8.15.と書いているのを見た。

谷口：第1条の「両国政府が協議する手続き」と韓国側が主張するのは、日本単独で困難な手続きを定めることを予想したものなのか？

李代表：「日本国政府が定める手続き」をわが政府が嫌うのは、例えば永住申請において国籍確認等困難な点が入らないか憂慮する意味もあり、過去に本委員会で日本側も同手続きに対して、日本側が定める手続きを韓国側と事前に議論したいと言ったことがあるので、協定本文には「この協定の実施のために定める手続きに従って」と規定し、合意議事録で細かく規定しようというものだ。

谷口：本協定実施に関連して、韓国側が在日韓人に適用する法律を制定するケースはないのか？

李代表：ないだろう。協定の実施はどこまでも日本政府の仕事であり、われわれが新しい法律を制定する必要はないだろう。

谷口：永住許可申請時の国籍確認において、手続き上困難な点としてはどういうことを予想するのか？

李代表：個別的な国籍確認書の提出は色々弊害が予想されるので難しい。包括的な国籍確認方法を取ることはできる。

新谷：韓国側の説明を聞くと、われわれは法制上終戦の日を 1945.9.2.と使用しても良さそうだ。

李代表：そうだ。ただ協定文書にだけそれを使うのを、われわれが嫌うのだ。

方代表：次の会議は何時するのか？わが案を提示しようと思う。

八木：5月11日(火)14:30 かどうか？

方代表：よい。

鶴田：新聞発表は？

李代表：5.4.日本側が提示した案に対して、韓国側の論評があつたとしよう。

八木：よい。

P90 7、31次、1965.5.11
(わが側協定文草案提示)

P91 駐日代表部

駐日政 722-164

1965.5.19.

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談 法的地位委員会 第31次 会議録

1965.5.11.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 2部。 終

首席代表 金東祚

P92 第7次全面会談 法的地位委員会
第31次会議録

1.日時： 1965.5.11. 14:30-17:00

2.場所： 霞友会館

3.出席者:

韓国側	方 熙 代表
	李炯浩 代表
	権泰雄 専門委員
	安世勲 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	新谷正夫 民事局長
	中村 入管局長
	大和田渉 条約局参事官
	家弓吉巳 民事局第五課長
	菅沼 入管局総務課長
	谷口禎一 条約課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

大和田：今日は韓国側が約束した通りに協定案を提示するのか？

李代表：そうだ。まず協定案を朗読して説明する。

権委員：(協定案の本文、合意議事録及び公簡の順序で朗読する。)

方代表：わが案は大体 4.3.仮調印した合意事項に依拠して作成したものだ。わが案に対して
質問か意見があったら言って欲しい。

谷口：永住権者の範囲は(a)(b)(c)に分かれているのか？

李代表：そうだ。仮調印した合意議事録そのままだ。許可案第1条は永住権の付与範囲、申請の期間と手続き、手数料免除、子孫に対する再協議等に関して、第2条は退去強制事由に対して規定しているが、協定発効後4年9ヶ月を経過して出生する者の永住権申請期間を6ヶ月と主張して来たものを3ヶ月に規定したので、日本側としてもこの

点を考慮して同意して欲しい。

大和田 :第4条に本協定の効力発生は「・・・批准書の交換日以後30日が経過した日に効力を発生する」としたが、最終的に決定したものなのか?

李代表 : 日本側の協定案のように一応「批准書の交換日から30日」としたもので、暫定的に決めたものである。

谷口 :合意議事録の第2条に関連して「・・・退去を強制しようとする場合には・・・人道的な考慮・・・」をすと言ったが、「人道的な考慮」の内容と適用範囲が日本側案と違うようだ。

李代表 : 日本側案には退去強制事由の内、麻薬犯と7年超過受刑者の退去強制においてだけ、家族構成、事案の性質に沿って人道的な考慮をすと規定しているが、われわれは事案の性質は考慮する必要がないが、家族構成は退去強制をする場合に、人道的な考慮をするにおいて参酌するのがよいと話して来たのであり、これを今回の案に規定したのに過ぎない。しかし私個人の意見としては、退去強制事由の内(a)の内乱及び外患に関する罪にまで、これを適用する余地はないのではないかと思う。

菅沼 : 合意議事録に共同委員会を設置するように規定したのは、何の意図なのか?

李代表 : 協定の解釈適用に関して疑問点がある時、その円滑な解決のためにまず、合意議事録に同委員会を設置することと規定したのであり、この点に合意ができたなら、再びその構成協議手続き等を規定しようと思う。

権委員 : 協定施行に関連して起きる疑問になる点、紛争等を両側が協議して解決しようというのが主眼だ。

大和田 : われわれの考えでは漁業協定では共同委員会が必要かもしれないが、法的地位協定には不必要だと考え、これは正常外交ルートを通じて解決できると考える。

李代表 : 共同委員会に対しては本委員会で何度も話があった。即ち、退去強制事由の内「外交上重大利益」が何なのかを、両側が論議しなければならないという点で話して来て、これが限定されて決定したし、永住許可申請時に国籍が不明な場合に、共同委員会のような所に回付し、協議して決定するようにしようという等、要は協定を円滑に執行しようという趣旨から、その設置が必要だ。また営利を目的にした麻薬犯と窃盗が併合したケースだったり、営利を目的にした麻薬犯と強盗が併合した時、その刑期の内何年を麻薬犯によるものと決定しなければならないか疑問になるが、こういうことも共同委員会で決めるものと考えている。われわれとしては事後に日本政府に抗議するよりも、事前に円滑な協議で問題を解決しようという趣旨だ。

方代表 : 共同委員会に対しては本人が首席代表間会合で話をしたし、本委員会でも今李代表が説明したようなことがあった。

大和田 : 李代表が話されたのは記憶にある。しかし韓国側の説明を聞くと、これは全て日本政府が一方的に決定できるもので、本協定の実施が日本政府単独であることが前提になるので、韓国側が日本側の決定に対して不満な時、外交経路を通じて抗議したら

よいものとする。

中村：今李代表が話された麻薬犯と窃盗罪、または強盗罪が併合した時は重い刑に処断されると解釈し、適用されると思われるが、これを共同委員会に回付する必要はないだろう。

李代表：そうしたという話を日本側の内部でしたかは知らないが、われわれとは論議しなかった。それならその点は良い考えだ。

大和田：共同委員会を設置しなくても、韓日親善友好の見地からことが生じたらその時毎に外交経路を通じて相互協議し直すものを直して行けばよい。

方代表：外交経路を通じて解決することもできるが、われわれは色々困難なケースを想定して、協議のための時間の浪費を排除しようとする意味で、今まで本委員会でもろんぎされたこともあり、共同委員会を設置しようということだった。日本側が取る措置に対してけちをつけるのが目的ではない。今後もっと検討論議すれば理解するようになるだろう。

谷口：財産搬出に対しては規定しなかったのか？

権委員：今後もっと討議しなければならないので、日本側協定案のように規定しなかった。

中村：合意議事録の協定案第1条第2項(b)及び(c)に規定された者で「・・・日本国以外の地域で出生する者・・・」とは、日本国以外で出生した者なのか？

李代表：主に韓国になるだろうが、日本政府から再入国許可を受けて行った永住権者の子として出生したケースを言う。

新谷：協定第1条「・・・この協定の実施のために定める手続き」とは、その「手続き」の細部事項まで両国政府が協議して決めることを意味するのか？

李代表：そんなにケチくさい意味ではなく、ある程度手続きに対して話して決めようということだ。

新谷：しかしこれは純然と日本政府の行政権が単独で施行することなのに、協議をすることを意味するなら、将来において問題を引き起こすだろう。わが法務省だけでなく法制局でも問題にするだろう。

菅沼：協定の実施のために定められる手順に含まれる手続きは、大体どういうことなのか？
国籍関係確認ではないのか？

李代表：そうだ。

新谷：内容が仮にそうだとすると、両国が協議して手続きを定めると協定に規定するのは避けなければならない。

李代表：われわれもやはりそうだ。日本政府単独で手続きを定めると協定に規定するのだけは避けたい。

新谷：合意議事録で手続きに対して細かく規定したらどうだろう？

李代表：合意議事録に細かく規定するなら、協定本文には「日本政府が定める手続き」としてもよいと考えられる。これに対しては当初からわが側の立場が強い。しかし日本の行政権の行使に対して干渉しようとするのではない。

新谷：協定第 2 条に関連して合意議事録に「・・・永住申請をする資格と意志を持つ者にも・・・」
となっているが、資格と意志だけあると言っても難しい。

李代表：資格と意志があって申請書を提出するものと思われる者と、そうでない者(朝総連系)を区別しようということだ。

大和田：その申請書提出は有効なものでなければならない。

李代表：そうだ。資格と意志が兼ねられなければならない。資格があっても意志がない者には、一般入国管理令を適用しなければならないだろう。

新谷：意志があっても申請をしなければ、意志が表示されていないと見るのが方法だろう。

李代表：そうではない。資格を備えた者で 5 年の申請期間が近づいて申請をしなくても、逮捕されたときに意志を表示して永住申請をした者には、本協定の退去強制事由を適用しなければならないだろう。大体話をしてみると両側の立場と考える目標が同じだ。だから次の会合時に日本側で、これに対する入管令手続きをどうするかを確定して出してくれば、一緒に話ができると思う。

中村：よい。そうする。

谷口：本協定の効果を受けた人は、本協定の永住許可を付与された以後から適用されるのが原則にならなければ、特恵が認められるのか？

李代表：本協定が発効すれば 1957 年覚書の効力は当然喪失する。しかし永住申請期間は 5 年で、永住許可を申請すれば許可を受ける時までには、日本入管令 24 条が適用されるので、これは本協定の退去強制事由を特別に定めた措置に背馳する。だから在日韓人が法律的に不安な地位にいることになる空白期間を除去するために、そういう規定を置こうというのだ。なので本協定に沿って永住申請をする資格と意志がない者は、一般入管令を適用してもよいから、本協定の効力を受けるものと想定される者には、当然本協定の退去強制事由が及ばなければならないのではないのか？

大和田：一応もつと検討してみる。

鶴田：協定第 1 条第 1 項(c)は「(a)または(b)の子」となっているが、わが案のように「・・・1 の規定に沿って・・・永住することが許可された者の子」と規定しなければならないのではないのか？

李代表：仮調印した合意事項の内容通りに一応規定した。

大和田：協定第 1 条第 1 項(c)は(a)と(b)の子で、協定発効後 5 年以後に出生する者は、われわれの主張通りなら 30 日以内だが、その者の意志はあり得ないし、その親の意志だけがあるだろうから、われわれの案のように「1 の規定に沿って・・・永住することが許可された者の子」とするのが合理的だ。

李代表：わかった。今日の日本側のお話を参考にして一度もつと検討してみよう。

方代表：次の会議は？ 日本側の準備も何時するのか？

八木：今日の韓国側案を翻訳してみなければならぬので、今週 14 日(金)14:30 にしよう。

方代表：よい。

鶴田：新聞発表は？

李代表：去る 4.3.仮調印した合意事項に依拠、韓国側が作成した協定案を提示したとしよう。

八木：よい。

P100 駐日代表部

駐日政 722-155

1965.5.11.

受信：外務部長官

題目：法的地位に関するわが側協定案 送付

1965.5.11.全面会談第 31 次法的地位委員会会議で、わが側が日本側に提示した法的地位協定案を、別添のように送付します。

別添：同協 定案 2 部。 終

首席代表 金東祚

P101 日本国に居住する大韓民国国民の

法的地位と待遇に関する大韓民国と日本国間の協定（案）

1965.5.11.

大韓民国と日本国は、

多年間日本国に居住している大韓民国国民が日本国と特殊な関係をもつようになったこ

とを考慮し、

彼らと彼らの子孫に日本国に在留する第 3 国の国民と相異なる待遇を付与し、安定な生活

を営為できるようにすることが、両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを認め、

次のように協定した。

第 1 条

1. 日本国政府は次に規定された大韓民国国民が、この協定の実施のために定める手続きに沿って、

日本国政府に永住を申請する時には、彼らの日本国での永住を許可することとする。

(a) 1945 年の終戦日以前から継続して日本国に居住する者。

(b) (a) の直系卑属で、1945 年の終戦日の翌日以後、この協定の効力発生日から 5 年が経過する日までに日本国で出生し、継続して日本国に居住する者。

(c) (a) または (b) の子(息子、娘)で、この協定の効力発生日から 5 年が経過した日以後に、日本

国で出生する者。

2. 本条第 1 項に規定された者の永住申請期間は、次のように定める。

(a) 本条第 1 項(a)と(b)に規定された者は、この協定の効力発生日から 5 年以内に日本国政府に永住を申請しなければならない。

(b) 本条第 1 項(a) に規定された者で、この協定の効力発生日から 4 年 9 ヶ月を経過する日以後に出生する者に対しては、本項(a)の規定に係わらず、永住申請の期間をその出生日から 3 ヶ月以内とする。

(c) 本条第 1 項(a) に規定された者の永住申請期間は、その出生日から 3 ヶ月以内とする。

3. 本条第 2 項に規定される永住の申請またはその許可においては、如何なる名目の手数料も徴収されない。

4. 日本国政府は本条第 1 項の規定によって永住が許可された者の直系卑属として、日本国で出生する者の居住に関しては、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生日から 25 年を経過する時までには協議を行う。この協議においては、この協定の基礎になっている精神と目的を尊重するものとする。

第 2 条

第 1 条の規定によって日本国での永住が許可された者は、この協定の効力発生日以後の行為によ

って、次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く。)

(b) 日本国において国交に関する罪を犯したことに因って、禁錮以上の刑に処せられた者、または外国の元首、外交使節、またはその公館に対する犯罪行為に依って、禁固以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者。

(c) 営利を目的に麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反し、無期または 3 年以上の懲役、または禁錮に処せられた者。(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。)または麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反し、この協定の効力発生日以後 3 回(ただし、本協定の効力発生日以前に 3 回以上刑に処せられた者に対しては 2 回) 以上刑に処せられた者。

(d) 日本国の法令に違反して、無期または 7 年を超過する懲役または禁錮に処せられた者。

第 3 条

1. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は如何なる場合にも、ある第 3 国の国民に付与される待遇よりも、好意的な待遇を受ける。

2. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者は、日本国での教育、生活保護及び国民健康保険等に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。
3. 第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者(永住許可の申請期間中においては、永住申請をする資格を持つ者を含む)で、日本国に永住する意思を放棄し、大韓民国に帰国する者が帰国時に携行する財産、及び彼が日本国で所有する資金の大韓民国への送金に関する事項に対して、日本国政府の妥当な考慮を受ける。

第 4 条

この協定は批准されなければならない。批准書は可能な限り早急に_____で交換することとする。この協定は批准書の交換日から、**30** 日が経過する日に効力を発生する。

以上の証拠として、正当に委任を受けた下記代表者は、この協定に署名した。

196 年 月 日 _____で同等に、正文である韓国語、日本語、及び英語によって、本書 2 通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の正文に依る。

P105 日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位と待遇に関する大韓民国と
日本国間の協定に対する合意議事録 (案)

大韓民国政府代表及び日本国政府代表は、今日署名された日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と待遇に関する、大韓民国と日本国間の協定の交渉過程で到達した、次の諒解を記録する。

第 1 条に関して、

1. 第 1 条第 2 項の(a)及び(b)でいう「継続して日本国に居住する者」というのは、日本国に生活の根拠を持っている者をいう。
2. 第 1 条(b)でいう「(a)の直系卑属」または(c)でいう「(a)の子」には、1945 年の終戦日以前から継続して日本国に居住した者で、永住申請時以前に死亡または失踪した者の直系卑属または子を含む。
3. 日本国政府は第 1 条第 2 項の(b)及び(c)に規定された者で、日本国以外の地域で出生する者が、第 2 条第 2 項の規定に依拠して永住を申請する場合には、その者の出生当時の事情等を考慮して、これを許可するようにする。

1. 日本国政府は 1945 年の終戦日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可を受け
ている大韓民国国民の内、相当な期間居住した者に対しては、日本国法令による永住を許可す
るこ
ととする。
2. 日本国政府は 1 に規定された者の内、日本国での居住期間が相当な期間に達していない者
に対しては、今後も日本国に継続在留できる資格を認めることにする。
3. 日本国政府は協定第 1 条の規定により日本国での永住が許可された者とその直系卑属、また
は配偶者として日本国以外の地域に居住する者が、日本国で再会し居住できるよう人道的
な措置を取ることにする。
本人は閣下が日本国政府に代わって、この提案に同意して下さることを願うものです。
本人はこの機会に閣下に対して敬意を表します。

P109

日本側 公簡 (案)

本人は 1965 年 月 日付閣下の次の書簡を受領したことを確認する栄光を持ちます。

(韓国側 公簡)

本人は前記書簡で言及された閣下の提案に対して、日本国政府に代わり、同意する栄光
を持
ちます。

本人はこの機会に閣下に対して敬意を表します。

P110

交換公簡 (2)

(非公布)

韓国側 公簡 (案)

本人は今日署名された、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と待遇に関する大韓
民国
と日本国間の協定と関連して、大韓民国政府は同協定第 2 条に規定された事由に該当する者
で、
退去強制の措置を受けた者の引き受けに関して、日本国政府の要請に沿って協力するという
意を、
大韓民国政府に代わって閣下に通報する栄光を持ちます。
本人はこの機会に閣下に対して敬意を表します。

P111

韓国側 公簡 (案)

本人は今日閣下の次の公簡を受領したことを確認する栄光を持ちます。

(韓国側 公簡)

本人は前記公簡に陳述されたことを記録しておく栄光を持ちます。

本人はこの機会に閣下に対して敬意を表します。

P112

法的地位 協定案

わが側案 前文

1. (64.4.22.)

大韓民国及び日本国は、太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民及びその直系卑属が日本国に居住することになった歴史的背景の特殊性を考慮して、彼らに特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが必要だと認めるので、したがって次のように協定した。

2. (65.2.27.)

大韓民国と日本国は、太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民が日本国に居住するようになった歴史的背景の特殊性を考慮して、彼らと彼らの子孫に特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが韓日両国民間の友好増進のために寄与することを認め、したがって次のように協定した。

3. (65.5.11.)

大韓民国と日本国は、多年間日本国に居住している大韓民国国民が日本国と特殊な関係をもつようになったことを考慮し、彼らと彼らの子孫に日本国に在留する第3国の国民と相異なる待遇を付与し、安定な生活を営為できるようにすることが、両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを認め、次のように協定した。

P113

法的地位 協定案

日本側案 前文

1. (64.3.6.)

日本国及び大韓民国は、日本国に在留する特定の大韓民国国民に対して、特定な事項に関して日本国に在留するその他の外国人と違う、法律上の地位が付与されることが必要だと認めるので、

したがって次のように協定した。

2. (64.3.6.)

日本国及び大韓民国は、日本国に在留する一定の大韓民国国民が、ある種類の事項に関して日本国に在留する第3国の国民と相違した待遇を付与されることが、両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを考慮して、したがって、次のように協定した。

3. (64.5.4.)

日本国及び大韓民国は、長い間日本国に在留している大韓民国国民が、日本国の社会と密接な関係を持っている事実に鑑み、これら大韓民国国民が日本国の社会と調和し、安定した生活を営むことができるようにすることが、両国間及び両国国民間の友好関係の増進に寄与することを信じて、次のように協定した。

P114 **8、32次、1965.5.14**

P115 駐日代表部

駐日政 722-166 **1965.5.21.**
受信：外務部長官
題目：第7次全面会談 法的地位委員会 第32次 会議録

1965.5.14.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 2部。 終
首席代表 金東祚

P116 第7次全面会談 法的地位委員会
第32次会議録

1.日時： **1965.5.14. 14:30-17:00**

2.場所： 外務省第503号室

3.出席者:

韓国側 方 熙 代表
 李炯浩 代表
 権泰雄 専門委員
 安世勲 補佐

日本側 八木正男 入管局長
新谷正夫 民事局長
中村 入管局長
大和田渉 条約局参事官
中江要介 法規課長
家弓吉巳 民事局第五課長
菅沼 入管局総務課長
谷口禎一 条約課事務官
鶴田剛 北東ア課事務官

4. 討議内容

八木：今日は過般会議で韓国側が提示した協定案に対して、われわれが論評する。まず協定の名称を「法的地位と待遇」と規定しようというのに対してはもっと検討してみる。

大和田：第二に、前文の内「日本国と特殊な関係」はわが案の「・・・密接な関係」の表現を変えたものだが、「特殊な」とは「特殊部落」「特殊社会」に使うように、慣用上良い意味で使われていないので、その使用を避けたらよい。

第三に、前文後段の「第3国の国民と相異なる待遇を付与し」という表現は、われわれが

3.17.提出した協定案前文には「一定の大韓民国国民が特定な事項に関して」に対応して言及し

た表現なので、そのような前提がない場合にこれを受け入れるのは難しい。

第四に、前文の内「彼らと彼らの子孫」という表現の内、「・・・子孫」まで協定前文に表現す

るのは理が通らない。

李代表：日本側案の「大韓民国国民」という用語が、「子孫」は含まないと見てそのような表現をしたの

ではないから、内容に差異はない。それと日本側案の「密接な」という表現と「日本社会と調和し・

・」という表現を嫌うのは、このような表現自体が在日韓人を日本人化させるようなものと誤解しな

いか心配でそうしたので、それ以外の他の理由が介在してそうするのではない。

八木：第五に、協定案第1条の内「この協定の実施のために定める手続きに沿って」は、日本国政

府が定めると明示しなければならないだろう。

大和田：協定本文の「・・・日本政府」云々と規定することを、何故ためらうのか。そして国籍証明に

関しては合意議事録に規定していないのか？

李代表 :永住権申請時に国籍証明の添付等、手続き手順において困難な要求が出てはならない

ので、協定本文に「・・・日本政府」云々と規定するのは難しい。手続き手順において申請書

類提出等に関して両国政府間で大体の合意を見て、これを協定の合意議事録に規定し、本

文には「協定の実施のための手続き」と定めてもよいだろう。

それと具体的に日本側としては永住許可申請時に具備書類にどのようなものを考えてい

るのか?

中村 : 所定の形式の申請書と旅券及び国籍を証明する書類等だ。特に申請書には日本国に最初に居住した日時を書かなければならないだろう。問題は永住許可申請において、「窓口」を経る前に代表部を経るかが問題だ。

八木 : 入国管理局に提出する前に、代表部を経由しなければならないだろう。

李代表 : 国籍証明問題、「窓口」問題等申請に関連した色々な問題が多く、これに対して大綱だけでも両側が合意してこそ、協定本文や合意議事録に規定するものが決定されるだろう。

八木 : 今すぐこの問題に対してわが側から入国管理局の実務者たちが出て来られるので、韓国側実務者と一緒に両側が小委員会を構成し、次の機会に議論するようにしよう。

方代表 : よい。われわれとしては申請手続きが簡単で、多くの人が短期間に永住許可を申請して許可されるようにしたいのである。

大和田 : 第六、協定第 1 条第 1 項の(c)の規定は、日本国で永住が許可された(a)または(b)の子と限定するのがよい。それでも実体において変化がないだろう。

李代表 : われわれも第 1 条第 1 項の(c)の表現を直してみようと考えているが、もっと検討して次の機会に確答する。

大和田 : 第七、第 1 条第 2 項の(b)及び(c)に規定された申請期間 3 ヶ月は、われわれの「30 日」が短い関係で 3 ヶ月と決めようとしたようだが、具体的にどういうケースがあるものと予想するのか?

李代表 : 色々な事情があるだろう。本委員会で日本側も、出生日 **30** 日以内に申告する現行入管令においても例外が認められていると言ったことがある。われわれは最初 **6** ヶ月を主張していたのに、**3** ヶ月に訂正するにまで至った。

方代表 : この問題と関連して申請時に提出を要する書類等手続き手順や「窓口」等に関しては、次の機会に話そう。

新谷 : 出生後に早急に出生申告をすることが早急な結末をもたらし、相互皆利になるだろう。

中村 : 次に話せるようにわれわれの意見を決めて、小委員会を構成して話せるようにする。

八木：第八に、第1条第3項の「如何なる名目の手数料」という表現の内、「如何なる名目」は削除するようにしよう。手数料は決して徴収されないだろう。

大和田：第九、第1条4項の「協議をする」はその交渉経緯を調べたところ、3.27.「協議を行う用意がある」と決定したのに対する韓国側の異議の提起が3.30.にあり、「協議を行う」法的義務を負うという公簡を添付して仮調印することになったそうだ。

李代表：事実はそうではない。何度も説明したことだが、同外相会談時永住権の付与範囲を論議する時、即ち現在のわれわれの協定案第1条4項末端の「この協定の基礎となっている…」と関連して論議していて、藤崎条約局長が「協議をする」で応諾するに至ったのだ。なのに「協議をする」となったものを、日本側の錯誤で閣議に付議する時、「用意がある」として一応合承を受けてから、二度は閣議に付議できないと言って、公簡添付の形式で結末をつけたものだ。しかし、既に公簡を付けて仮調印したし、新しく協定文案を作成する段階なので、実質的に難しいものはない。他では合意事項文句を変更してまで規定しながら、これだけ固執することはない。

大和田：しかし、われわれはそのように理解していないし、この問題は第1条第1項(c)のような実質的内容と関連して、「協議をする」と規定することはできない。

八木：この問題は本委員会ですぐには決定されないだろうから保留しておくようにしよう。

大和田：韓国側案を見ると第1条に申請期間を別に規定しているが、これは技術的な問題なので日本側もこういう規定形式を再考してみる。

第十に、麻薬3犯においてわが案は「…協定効力発生日以前の行為に依り、3回以上」となるのに対して、韓国側案は第2条(c)に「…協定の効力発生日以前に3回以上」と規定されているが…

李代表：わが案の表現が仮調印された合意事項内容により忠実に規定しているのに、結局実質

的な差異があるのではないから、後で相互話して修正するようにしよう。

八木：第十一に、第3条の規定は処遇に関して規定したものだが、われわれとしては少し問題になる。わが案第5条に規定されたことと関連して余計にそうだ。

李代表：日本側案第5条は当然なもので規定する意義がないと思う。本当に規定しようとした

ら「…第3国の国民より悪くない待遇を付与…」という風に規定したらどう

うかと思う。

大和田：第3国の国民より差別しないというのは分からないが、「より好意的な待遇」という表現は最恵国待遇を言うもので、将来友好通商航海条約で規定しなければならないことだ。

中江：われわれとして明確にしてあげるのは「第3国の国民より好意的な待遇を付与する」と規定するのは、この協定に全般的に最恵国待遇を規定するもので、これは将

来友好通商航海条約によって締約国間で具体的に規定されるもので、この協定に保障するのは駄目だ。

大和田 :例えばある特定国と日本国が「査証手数料免除」を締結しているなら、このように韓国人に適用してくれということになるので難しい。

李代表 :色々なケースを想定できるだろうが、まずこの問題と関連して問題で、外国人として不動産を売買する場合に、現行法律には主務大臣の許可を得ることとするが、同法附則に省令で例外を規定できるとし、これによって外国人でも主務大臣の許可を必要としない国が 80 個余りもこの例外として規定されているが、これに関連して朝総連系等会談を妨害する集団は、今後韓日協定ができれば在日韓人は不動産を売買において、いちいち主務大臣の許可を貰わなければならないと逆宣伝をしていて、昨年本人が地方出張時に一応説得はしたことがあるが、より悪宣伝をしているので、この問題に対して在日韓人の不安感を取り除くには、本協定でその保障をしてあげなければならないが、その保障の方法として「・・・第3国の国民より好意的な待遇を付与する」と規定しなければならないと考える。

中江 :これは貿易会談で一般的に論議されることではないのか?韓国側では永住許可を受けた者だけに、その保障を望むのか?

李代表 :永住許可を受けた者には、その保障があることを望む。

中江 :これは友好通商航海条約に規定される問題だと思う。そして合意事項にも含まれない事項ではないか?

李代表 :仮調印され追加された事項に含まれたものだ。それと本委員会で何度も、この問題が提起された。

大和田 :過般会議で、協定に在日韓人に現在社会保障適用をしている法令を列挙しようとしたが、規定するのが不自然なので規定しないようにしようかと思う。何故そうかと言うと法律というものはしょっちゅう変わることもあるからだ。

八木 :第十二で、生活保護外の処遇に対してはどう考えるのか?

大和田 :国民健康(保険)に対しては、厚生省で地方自治団体で施行を勧奨するという程度だ。

李代表 :過般日本側で国民健康保険に対する資料を提示してくれたので検討してみたら、国民健康保険自体は外国人に対しては適用できるものを省令で除外しているので、日本政府が適用する誠意さえあるのなら、厚生省令だけ改正すればできることだ。

大和田 :実際適用している地方も多いし、全体的に施行するには予算が問題だ。

李代表 :一律的に適用されなければならないし、予算がたくさん要る問題ではないと思う。

大和田 :次の会合時に厚生省の実務者を出席させ、もっと話を聞いてみるか?

李代表 :厚生省の実務者が来て来ても前回の話よりもっとましなものはないだろうし、もっと高位クラスでとかが確答する問題だと思う。

八木 :それなら次に合意議事録に対して話す。第十三で、第1条の「継続居住」の定義は、

日本に「生活の根拠」を持つケースを言うのか?

李代表：日本に生活の根拠を持ち、一時韓国に行って来た人は、日本に継続居住した人だ。

八木：「継続居住」の定義に生活の根拠を上げているのは受け入れ難い。

李代表：「継続居住」の定義に対して、日本側の意見があったという程度で保留しておこう。

八木：次に合意議事録第1条に関して、内2の「申請時以前に死亡」は、「協定発効時以前に死亡」とするのが妥当ではないか?

李代表：そうすると協定発効時と永住権申請の間の Time Gap が生じるので問題になる。

新谷：合意議事録第1条に関して、内(3)の規定の趣旨は理解するが、余りに広い意味で考えるのを見えるので、限定して考えられるように表現を変えよう。

李代表：日本国政府から再入国を貰い韓国に行った人が出産した子を救済しようというもので、表現はどうかあれわれわれのこのような趣旨が貫徹できればよいと考える。しかし、このような者は多くないだろう。

中村：そういう者は入管令に従って一般永住権をあげればよいのではないか?

方代表：次にもっとこれに対する具体的な例をわれわれが言うから、もっと話ししよう。

八木：次に合意議事録の内第1条に関して、その内4の国籍証明に対しては、前の永住許可申請期間問題と共に小委員会で検討するようにしよう。

新谷：合意議事録の内第2条に関連した1の規定の趣旨は、過般会議でも共に議論してその趣旨はわかるが、その表現はもっと検討しよう。

李代表：本協定の発効と併せて1957年の覚書の効力がなくなり、永住許可を受けた者にだけ本協定の退去強制事由が適用され、協定発効時から各個人別に永住許可を受けた時までの期間においては、一般入管令の24条に規定された退去強制事由が適用される矛盾を是正しなければならないことを、再び協調する。

大和田：この問題に対しては法務省でもっと内部的に検討してみたらよい。そして第2条に関して

合意議事録第2条の規定は、括弧の中の内容だけ若干相違するので、今後もっと検討してみよう。そして3の退去強制事由に対しても、3の(c)及び(d)にだけ人道的な考慮が必要だと考える。

八木：第十五に、共同委員会は通常外交経路を経由すればよく、別に共同委員会を設置する必要はないと思う。第十六に、交換公簡(1)の戦後入国者と離散家族の再会問題も、本協定の対象にならないので協定に規定する必要がなく、Case by Case で人道的な取扱いで解決していけると考える。これに対するわれわれの態度は強硬だ。そして交換公簡(2)は未公布を望むが、万一これが漏れると秘密外交という非難を受けることが憂慮される。

李代表：それなら私見だが、合意議事録のようなものに規定したらどうか?

八木：検討してみる。それと今後の会議の進行方法は?

方代表：そのまま続行しよう。

谷口禎一 条約課事務官

鶴田剛 北東ア課事務官

5. 討議内容

大和田 :今日は過般会議で決めたように協定の表題、前文及び退去強制事由に対して論議するようにしよう。

(日本側は表題、前文及び退去強制事由に関する新しい修正案を提示した。)

今日提示したわが案はひとつの妥協案として提出するものである。

第一、協定の表題に対して言うが、協定条文化はどこまでも仮調印された合意事項に依拠しなければならないが、仮調印の時共同声明に待遇と書いた関係において、協定の部分を「法的地位と待遇」と規定すると対国会関係において協定の部分を「法的地位」と「待遇」に区分して説明しなければならない苦渋があつて難しい。

第二、前文の内、「特殊な関係」とは過般会合で言ったように、「特殊部落」という場合みたいに慣用上いい意味で使われないので、「密接な関係」という用語がいい。

第三、「日本国の社会と調和して」を韓国が嫌っているが、日本国に暮らす以上「日本国社会と調和」しなければならないと考える。

第四、「第3国の国民と相違する待遇を付与して」は、他の国との関係があつて受け難い。

第五、退去強制事由に対しては内容的に困難なものではなく、Wording が少し問題だ。例えば、韓国側案第2条の「…次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合…」よりは、「次に列挙するあるひとつの者になった場合…」と、明白にきていなければならないと考える。また第2条(c)の括弧の中に表示された部分は「ただしこの協定の効力発生日の前の行為によって、3回以上刑に処せられた者に対しては2回」と表示しなければならないだろう。

それと仮調印された合意事項4の「日本国からの退去命令の措置を受けた者の引き受けに関して…協力する」は、合意議事録程度に規定しようと韓国側で強く強調しているが、われわれとしては協定本文に規定しなければならないし、「日本国の権威ある機関」云々は韓国側の意見のように「日本国政府の要請」が良いと見て、そう表現した。

李代表 :日本側の意見に対してわれわれの意見を言う。第一、表題に対しては、この協定による待遇が結果的に見る時は法的地位になるものなので、「法的地位と待遇」としなければならないだろうし、裏面から見れば待遇であり、他の面から見れば法的地位なので心配することはない。法的に保障された待遇という面で、われわれは必ず「法的地位と待遇」と規定しなければならない。

「密接な」に対する「特殊な」を慣用上良くないというのは、必ずしもそうでないと考え、却って嫌うなら「特別な」ならどうだろうか?「日本国社会と調和して」は在日僑胞を日本人化させるという印象を与えるから受け入れられないし、「第3国の国民と相違する待遇を付与して」は、協定が締結される趣旨から見ても、必ず規定されなければならない。

第二、退去強制事由に対しては「次に列挙されたあるひとつの者になった場合…」は良いと考え、その他日本側が言う表現は大体で、われわれとしても良いと思う。しかし、この場で

韓国側案第2条(c)の括弧の中の表現を日本側案の内容通りに修正するという意味ではない。また日本側案第3条2項(退去命令の措置を受けた者の引き受け)は協定本文に規定するのは難しいと主張せざるを得ない。これは元来不公布の趣旨だったが、必ず協定に規定するのなら、不公布の交換公簡で規定しよう。ただ不公布の公簡があることが秘密外交のようになって難しければ、合意議事録程度に規定してもよいだろう。

八木：「法的地位」と表題をつけて「第3国の国民と相違する待遇を付与する」としたら、在日韓人に対してこの協定外でも、他の法律や条約で優待すると保障するかのようになり、われわれが難しい。

李代表：本協定自体だけだ。だから心配することはない。一般法の場合より優待してくれというのではない。

八木：本協定が締結されると台湾との問題もあり、在日韓人だけに特別な地位を与えるような規定は、われわれの立場では困難だ。

新谷：前文の内「第3国の国民と相違する待遇」というのは入れて、「日本国社会と調和して・・・」は削除するのを望むのか？

李代表：そうだ。「日本国社会と調和して」というのは、在日韓人を日本人化するようで語感が良くない。

新谷：「・・・調和する」というのが語感が良くないので、「日本国社会に協調して」と規定したらどうだろう？

八木：考えてはみる問題だが、在日韓人60万人と日本人1億という人的構成の比重から見て「協調」というと、われわれがむしろ対国会関係において攻撃を受けないか心配だ。

方代表：表題に対してはこれまで「法的地位」とずっと使って来たので、日本側がもう一度検討するように願い、前文の内「日本国社会と調和」云々は過去、日帝時代の「内鮮一体」を想起し、われわれとしては良くなく考えている。

大和田：協定の表題に関しては今日の朝条約局長と相談したが、仮調印された合意事項だが、共同宣言関係で「法的地位」と規定したのでは対国内的に納得をさせられないからと「待遇」とするしかないということだった。しかし今日論議してみたら、韓国側の主張もあるので表題はその決定を保留し、「日本国社会と調和して」という表現は検討して、良い表現があれば、それを使うことにしようかと思う。

李代表：われわれが問題視するのは、表題の「待遇」と、前文の中の「日本国社会と調和して」や「密接な関係」等表現だが、よい表現があったら検討してみるようにしよう。

方代表：次の会合の時まで表題に対して日本側がもう一度考えるようにして、われわれも前文の表現をもっと検討してみる。

大和田：よい。前文の内「第3国の国民」云々は表現が笑われそうで、その他「密接な」は「特別な」に、「調和して」は他の表現で適当なものを考え、これが決定したら前文は皆合意決定することになる。

李代表：それなら次は退去強制事由に対して日本側案第3条第2項以外は別に異論がないが、

退去強制事由(b)の外交使節の公館に対する概念と、永住許可を申請して許可される時までの本協定退去強制事由を適用するに於ける gap 問題と、退去強制適用に於ける人道的取扱いをすることを合意議事録に規定する問題が、まだ合意できないでいる。

公館の定義に対しては、日本側が 3.17.提示した合意議事録案と今回提示した案が多少違うが、前者は「外交使節団の長の住居」と、後者は「外交使節の住居」となっていて、どれが正確なのか？ 外交使節自体の概念から確実にしてくれなければならない。

谷口：ウィーン条約の内容を援用したもので、外交使節とは大使、公使を意味する。そして 3.17.案も今回の案も実体に差異はない。

李代表：外交使節の概念と公館の概念に対しては一度相互再び調べてみた後、本委員会で論議して確実に決定するようにしよう。その次の退去強制事由に該当する者に対する人道的取扱いに於ける、相互意見の差異がある。

大和田：われわれは退去強制事由 c.d.だけに人道的取扱いを言うのに対して、韓国側は退去強制事由全般に適用することを主張し、対立している。

李代表：退去強制事由 c.d.に対しては、本委員会で人道的取扱いをするように意見の接近を見たのに、a.b.は対立したままでいるが、この問題は保留しておいてもっと考えてみよう。

大和田：われわれとしては a.b. に対して人道的な考慮をする余地がないと思う。

方代表：次の会合時にもっと論議してみよう。

李代表：今日相互話したことを参考にして互いに帰ってから検討した後、次の会合で決定できたら小委員会に回付して英文化するようにしよう。そして前に日本側が永住許可期間中未申請者と、永住許可申請をして許可される時までの時間的間隔がある間、本協定の退去強制事由を適用する問題を検討して案文を作成すると言ったが、作成してみたのか？

菅沼：一度討議する時間的余裕がなかったが検討してみる。

方代表：過般会合時、申請時の手続き手順に関する専門家会合をすることにしたが、準備はできたのか？

菅沼：まだこちらの事情でできないでいるが、状況ができ次第連絡する。

八木：次の会合時には、今日解決できなかった事項に対して続けて論議しよう。

大和田：協定の表題は次の会合までに決定すめのは難しそうだ。

方代表：次の会議は今週 21 日(金)午後にはできるか？そして永住申請手続き手順に関する専門家会合は木曜日頃開催したらどうか？

菅沼：専門家会合には入管局次長と本人が出席する予定だが、具体的に何時開催するかは帰ってから相談した後に連絡するが、韓国側の提案に原則で同意する。

八木：それなら本委員会は 21 日(金)午後 14:30 に開催するが、その前に専門家会合が状況ができれば開催するようにしよう。

大和田：次はわれわれの案第 1 条、第 2 条も論議したらどうか？

李代表：時点にたいすることは容易く合意できないだろうから、今日論議したもので未合意の部分をまず話してみるようにしよう。

八木：請求権委員会でも時点として**9.2.**か**8.15.**の内、どれを使うのか知らないが、請求権委員会のもので決定したら、それに従ったらどうだろう？

李代表：請求権委員会では法的地位(委員会)で決定したらそれを使おう、と言わないか？しかし請求権委員会の時点は実体的に利害関係があるので、法的地位(委員会)よりも「時点」取扱いにおいて重要性が異なるだろう。

八木：時点として**1945.9.2.**を嫌う理由は？

李代表：色々な深い理由があるが、一般的に**1945.8.15.**で韓国に対する日本の統治が終わったと見ているからだ。それでは今日はこれで終わろう。

大和田：よい。

P135 **10、 34 次、1965.5.21**

P136 駐日代表部

駐日政 **722-174**

1965.5.31.

受信：外務部長官

題目：第7次韓日会談 第**34**次法的地位委員会 会議録 送付

1965.5.21.に開催された第7次韓日会談第**34**次法的地位委員会会議録を別添送付します。

別添：同会議録 **2**部。 終

首席代表 金東祚

P137 第7次全面会談 法的地位委員会

第**34**次会議録

1.日時： **1965.5.21. 14:30-16:00**

2.場所： 外務省 503 号室

3.出席者:

韓国側 方 熙 代表

李炯浩 代表

権泰雄 専門委員

安世勲 補佐

宣峻英 補佐

日本側 八木正男 入管局長

新谷正夫 民事局長

大和田渉 条約局参事官

中江要介 法規課長
家弓吉巳 民事局第五課長
菅沼 入管局総務課長
谷口禎一 条約課事務官
鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

大和田：それでは前回に引き続き今日、また再び協定の表題から論議して行く。表題に対して

はくり返すようではできなかったが、法的地位と言うと広義になって民法、商法を始めとす

る全ての法律を網羅する法的地位と広範に解釈するようで、第二に、4月3日仮調印された合意事項に沿って決められた実体を条文化するものなので、合意内容に忠実な意味でも「法的地位」というのは不合理だ。勿論合意事項に、協定の表題に対してどうだと規定はされていないが、「法的地位」よりは「待遇」と規定するのが良いと考える。

前文に対してはふたつに区分して考えられるし、初章の「密接な」を「特別な」に、第二章の「・・調和して」を「協調して」と表現する問題だが、「密接な」に対しては日本に居住する社会の構成員として、当然密接しなければならないではないか？「密接な」という表現を何故嫌がるのかわからない。次に「日本社会と調和して・・」に対しては当初、在日韓人を同化する意思があつてそう表現したのではないが、韓国側が嫌うなら表現を変えて「日本国の社会秩序下で・・」と表現したらどうかと思う。

李代表：只今日本側が言ったのに対して意見を述べる。法的地位という概念が広範だと言うが、ここで言う法的地位は協定によってその概念が明白に限定されるものなので、法的地位と言ってもその概念が広範ではないものなので、協定の表題に「法的地位と待遇」と表現するのが当然で、また過去からずっと使ってきた言葉だからそのまま使っても良いだろう。また法的地位に関して本協定の「発効後5年まで」に出生した者に永住権をあげると合意した内容を、「発効後6年以内」に出生した者に永住権をあげると条文化しようとするのなら、内容の変更になるのでできないだろうが、「待遇」で合意したのでもないので、「法的地位と待遇」としても良いだろう。

大和田：勿論協定の表題で「待遇」と合意したことはない。だから合意した事項に沿って、決められた実体を条文化するのではないか？

李代表：幾ら両側が話してみても合意に達するのは難しそう。だから協定の表題と前文はそのままだに置いて、わが案第2条、日本側第3条の退去強制事由に対して話すようにしよう。

第一、退去強制事由に関するわが案第2条序頭の「次に規定する事由のひとつに該当する者になった場合を除いては」と表現するようにして、わが案の「内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯したことに因って」という表現は、日本側案通りに「内乱に関する罪、

または外患に関する罪に依って」と表現するようしよう。

大和田：よい。

李代表：退去強制事由**(b)**において「外国の元首」というのは、日本国の元首は含まれないのではないかと、もう一度確認しようと思う。日本に対する外国を言うのだから、日本は含まれず、韓国は入るのではないかと思う。

中江：そうだ。

李代表：外交使節に対しては一般国際法上の通念に依るようによい決め、退去強制事由**(c)**の麻薬犯に対するものの内「営利の目的を持って」は日本側が翻訳する時間違っていたようだが、「営利を目的にして」と表現するのが韓国語の使用例なので、直す必要がない。次に麻薬犯の内、括弧の中の但し書きの規定の相違に対しては、日本側の案の内容も良いとは思いますが、日本側が何時も仮調印された合意事項に忠実でなければならないと主張するので、われわれは日本側案を受け入れないし、わが案通りにしなければならない。

大和田：もう一度話そう。

李代表：次に日本側案第3条第2項の「退去命令の措置を受けた者の引き受け」に関しては、不公布の交換公簡にすることを主張する。日本側が秘密外交という印象を与えると嫌がるなら、妥協策として協定の合意議事録に規定する程度には考慮することができる。

八木：日本側は譲歩できないので、この問題は最後まで残して置かなければならないのではないかと？

新谷：第3条第1項**(c)**の表現を変えたらどうだろうか？そのまま置いても実体には変化がないだろうが、表現が良くないようだ。

李代表：以前の合意事項に沿った条文化だから、そのまま置くようにしよう。

そして本協定に沿った永住許可を申請した者が、許可される前にも本協定規定された退去強制事由の適用を受ける問題は、法務省側が検討してみると言ったがどうなったのか？

菅沼：まだ検討できていない。

李代表：それならこの問題は宿題にそのまま置き、次に公館の定義に対しては、外交使節を一般国際通念上、大使、公使だけを意味するのか？

大和田：そうだ。国際通念上の外交使節だけを意味するのである。

李代表：それなら外交使節自体の概念を、今日確定したらどうだろうか？

谷口：今表現を決めると言っても、両側の規定は実質的に同一なものなので、そのまま置いても構わない。

李代表：よい。それならそれはそのまま置き、退去強制の実施において人道的な考慮を取扱うのに対して、わが案合意議事録に退去強制事由全般に適用するとなっているが、過去に本委員会で討議して来た経緯に照らして、**(a)(b)**該当者を除くこととしよう。で、表現において昨年3月に提示した案には「家族構成、及び事案の性質」となっていて、今回の案には「家族構成、その他事情」となったが、「その他事情」とは何を

意味するのか?

八木：「その他事情」というのを外したらどうか?もしくは裁判をするにおいて、参考にするというのではないのか?

新谷：裁判をするにおいては考慮しないている。事案の性質やその他事情とは、裁判では不必要なものだ。

李代表：昨年、日本側案に関連して本人が「事案の性質」を聞いた時、富田次長が言うには、麻薬犯や 7 年刑期以上該当者の取扱いにおいて家族構成としては考慮しなければならない場合も、犯罪の悪性から見て考慮をしないこともあると言った。だから事案の性質やその他事情と共に、人道的な取扱いにおいて参考にするふたつの標準になるもので、ある面でわれわれに不利なものになる。

大和田：「その他事情」を外してしまったら、家族のいない者には人道的な考慮をする余地がなくなるのではないのか?

八木：それを外しても別に問題はないだろう。

李代表：人道的な取扱いは日本側ですることだから、文句自体より取扱いを誠意持つてするかしないかが問題だ。

八木：中村次長と一度この表現を検討して、次に話してあげる。

李代表：次の会合時にはわが案第 1 条、日本側案第 1 条、第 2 条を論議する。

大和田：時点がまた問題になる。その他は韓国側案が明瞭によくできている。時点として **1945.9.2.**で日本側が実施するという一方的な宣言を内容とする公簡を添付しても良いか?

李代表：何も言わないで日本側が **1945.終戦の日を 1945.9.2.**と解釈して実施すればよいではないか? 一方的宣言の公簡を添付するのは難しい。もう少しこの問題は検討してみる。

それなら次の会議では(イ)協定発効後申請期間中の空白期間の救助措置(ロ) 日本側案第 1 条、第 2 条、わが案第 1 条(ハ)退去強制事由麻薬犯に対する括弧内但し書き規定を話そう。

八木：毎週火曜日と金曜日の午後 **2:30** と決め、事情があれば連絡するようにして決めよう。

方代表：よい。

P143 **11、 35 次、1965.5.25**

P144 駐日代表部

駐日政 **722-176**

1965.5.31.

受信：外務部長官

題目：第 7 次韓日会談 第 **35** 次法的地位委員会 会議録 送付

1965.5.25.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 2部。 終

首席代表 金東祚

P145 第7次全面会談 法的地位委員会
第35次会議録

1.日時： 1965.5.25. 14:30-16:30

2.場所： 霞友会館

3.出席者:

韓国側	方 熙 代表
	李炯浩 代表
	権泰雄 専門委員
	安世勲 補佐
	宣峻英 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	中村 入管局次長
	大和田渉 条約局参事官
	家弓吉巳 民事局第五課長
	菅沼 入管局総務課長
	谷口禎一 条約課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

大和田：今まで協定第1条に対してわれわれ自体の中で色々検討したものを話します。

第一第1条の時点に対しては、韓国側の主張通りに1945年終戦日、または1945.8.15.の内、どちらかひとつに決めるか検討中であり、もう少し時間を置いて検討するのだが、韓国側の主張通りに可能な限り接近しようと思う。

第二、第1条と関連して「継続」の概念においては、日本国政府から再入国許可を受け、その許可期間内に戻って来た者は「継続」居住した者と見るのである。

第三、しかし再入国許可を受けて出国し、日本国以外の地域で出産した子の場合には、その子は事実上日本で出生したのではないので入管上の恩恵を受けられないが、一般入管令ら沿って妥当な処遇をしようと思う。また協定発効後に因る1957年覚書と本協定の退去強制事由適用との間の空間を救済する問題に対しては、中村次長が説明するものである。

中村：本協定が発効すると、本協定に従って永住許可を申請して永住が許可される時まで、この者に対しては一般入管令が適用されるのだが、犯罪行為に対する調査時に同人が

永住申請をしていないのなら、永住申請意志の有無を確認して申請をするように勧誘し、申請を行う場合には永住許可の決定が下りる時まで、退去強制手続きを中止しようと思う。

李代表：今日本側が言ったことを、過般の会議でわれわれが要求したように、文書で提示して相互検討したらどうだろうか？わが案の合意議事録第2条1のような経過的措施に関する規定が、合意議事録のようなものに必ず規定されなければならない。

中村：本委員会で文書として提示して検討しなくても、法務省入管局で退去強制の執行時、実際運営面で考慮すればよいのではないか？

李代表：そうではない。経過的措施に関する規定を置かなければ、極端に話せば退去強制を適用する時に、日本国が恩赦的に考慮してくれるようになる。本協定に依拠して永住が許可される時までは、57年覚書の効力が続くとか、または経過的にどのような措置をするということを、われわれの試案のように合意議事録のようなものに明記しなければならないだろう。

新谷：協定が発効するとしても57年覚書の不退去の規定は、当然失効するのではないか？永住許可を申請した者には本協定の退去強制事由が適用され、申請をしない者には従前通りに1957年覚書の規定が適用されるのではないか？

中村：そうみると協定発効後5年までは、永住申請をしない者がもっと有利になるのではないか？だから協定発効後永住許可を申請した者には、許可が出るまで退去強制を中止するのが妥当だ。

李代表：この問題に対しては両側が問題点を良くわかるようになったから、次の会合時に日本側が文書の形式で提示して、相互検討するようにしよう。

大和田：わが案第1条第1項(b)に該当する者で、親が永住申請以前に死亡、または失踪した場合の救済措置は韓国側の主張に沿って、合意議事録で規定しようと思う。

李代表：永住申請時に親がいると、永住許可を申請する者が親の不在で救済できなくなるから駄目で、次の会合時にこれに対して日本側の文案を作成して提示すれば、相互検討できるだろう。

大和田：もしも親が生きていたら、永住許可を申請する意思がない場合もあるのではないか？

李代表：死んだ人の意思を今になって判断できないので、親が生きていたら永住許可申請の意志があるものと仮定しなければならず、こうしないと子息の永住権取得が救済されない。原則が規定されても、このようなややこしい問題に関しては、細部的な問題点が今後協定を施行して行ってみれば多いだろうから、共同委員会を設置しようというのだ。今までにわが案合意議事録第1条2のようなものが提示されているので、わが案の内容を参考にして、文案を作成して欲しい。われわれとしては何時も死んでしまった親より、本人の意思が最も重要だと考えるものであり、これがまた本協定の法的地位の基本精神である。

1965.5.28.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 2部。 終

首席代表 金東祚

P152 第7次全面会談 法的地位委員会
第36次会議録

1.日時： 1965.5.28. 14:30-16:00

2.場所： 外務省 828 号室

3.出席者： 韓国側 方 熙 代表
李炯浩 代表
権泰雄 専門委員
安世勲 補佐
宣峻英 補佐
日本側 八木正男 入管局長
大和田渉 条約局参事官
菅沼 入管局総務課長
家弓吉巳 民事局第五課長
谷口禎一 条約課事務官
齋木俊男 法規課事務官
鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

大和田：この間本委員会で論議して来たわが側案第1条及び第2条に関して、許可文案が作成されたので、今日提示する。説明を後にするが、まずわれわれが許可文案を作成するにおいて考慮した点は、韓国側が望む経過的措置も付属文書に規定したし、永住許可申請期間を従来 30 日と主張したものを、合意した通りに 60 日と決めた。また永住許可申請期間に対して韓国側は簡潔に一か所に規定したが、われわれは一か所に規定せず、経過的措置は合意議事録に規定した。そして第1条の時点は、終戦の日か、**8.15.**かを決定できず、**Brank** でそのまま置いた。

谷口：(日本側の協定文案を提示し、一度朗読した。)

大和田：それではわが案に対して簡単に説明する。永住許可付与範囲に対して第1条と第2条に分けて規定したが、韓国側案第1条 4 項に規定された者は、わが案第2条に規定したが、その理由は第1条に規定された者は当然永住許可が付与されるのに反して、第2条に該当する者は許可の余否が未定なので、第1条の内容と性質が違うと考えているからだ。そして第1条第1項**(b)**は「**(a)**に該当する大韓民国の直系卑属として・・・」

と規定した。

李代表：第1条第1項前段に「・・次のあるひとつに該当する大韓民国国民・・」としたから、

当然「大韓民国国民」というのは**(b)**にも適用されるので、日本側案のように複雑に規定する必要がなく、**(b)**は「**(a)**の子」と規定しても良いだろう。

大和田：韓国側の主張通りに規定しても技術的に何の心配もないが、わが側案の表現が確実だ。

李代表：日本側の考え通りにするなら、**(a)**に該当する者が韓国人でないと主張する場合(朝総連系)には、その**(a)**の子である**(b)**は永住許可申請をできないという意味を内包するのではないか?しかし日本側がそのように考えたとしても韓国側から見れば、今言った**(a)**も大韓民国国民なので**(b)**にも永住許可申請をできるという解釈になるので、問題は解決しない。これだけではなく色々困難な点を解決するためにも、共同委員会が設置されなければならないと考える。

方代表：第1条第1項に対してはその程度に論議することとして、付属文書に規定される事項の内**(b)**の「継続」の概念に対しては、日本側案通りにするとしたら、戦争時徴兵、徴用等によって徴発された者を救済することができない。

八木：それは戦後入国者問題で、仮調印された合意事項内容に含まれていないもので、われわれの主張にはその後何の変化もない。

方代表：われわれも基本的態度は不変だ。しかしわが案は「生活の根拠」を日本に持って居住した者を「継続居住の概念」と見るのに対して、日本側は再入国許可を得て外国に行って来た場合だけを継続居住に含まれるとして、徴兵、徴用等、自己の意志に反して終戦後外地から日本に復員した、いわゆる狭義の戦後入国者に対する救済の余地がないが、われわれとしてはこのような規定は受けるのが難しい。

八木：これらの者は協定の対象者ではないので、到底協定に規定される性質ではない。ただし具体的にどんなケースがあるのか、資料があれば提示してくれれば、これらに対する対策を建てるのに参考になるだろう。われわれの統計に依っても、自己の意志に反して日本に来た者は大体戦後に帰っており、10万余りが残った。韓国側は戦後入国者を広義に解釈しようとするが、われわれは狭義に解釈するしかない。

方代表：戦後入国者に対する具体的ケースの資料は、次の機会に提示してあげる。われわれとして主張したいのは、これらの問題解決のためにも共同委員会が設置されなければならないと考える。

八木：この問題は最後まで保留しておいて、政治的折衝に任せなければならないものと考える。

李代表：これまで散発的に日本側案に対する意見を話したが、整理して述べる。

第一、「日本国政府が定める手続きに従って」という条項は、手続きの内容を相互協議して、これを合意議事録に明記しなければならず、両側が合意する時まで「日本国

政府が定める」の部分は未解決で保留しておこう。

第二、第1条第1項**(b)**の「大韓民国国民の」という用語は、「子」で対置するのがよい。

第三、第2条第2項末段の「用意がある」という用語は削除されなければならない。

大和田 : 永住許可申請手続きに対しては前に法務省側の説明を聞いて、両側が諒解したと思っていた。

李代表 : そうではない。日本側の意見を聞いて、日本側の考えを諒解しただけで、合意に至ったのではない。

大和田 : 国籍証明に対しては韓国政府が証明してくれるままに依拠しようと思う。

李代表 : 国籍証明をするのにわが側が協力することに対しては、従来わが側が何度も説明した。今日、日本側が提示した中、付属文書に規定された事項**(a)**の文句表現に対しては、検討後論評する。

大和田 : 付属文書**(a)**の「権限ある当局」とは結局、日本は法務省、韓国側は駐日代表部になるだろう。

李代表 : 付属文書**(c)**の「死亡の時まで」の「死亡」には、わが案の合意議事録の内容のように、「失踪した者」に含まれるように、死亡の次に括弧の中に規定するようにしよう。

大和田 : 検討してみる。それでは大体話ができた。次の会議では何を話すのか?

李代表 : 今日論議した内、未合意だったものと、わが案第2、3条以下で話してみたらどうだろうか?

大和田 : 処遇に対して厚生、通産省実務者と話してみるのはどうだろうか?

方代表 : 処遇に関連して社会保障制度の中で、われわれが要求したものの内、住宅金融公庫や中小企業関係はまだ答がないが、外務省で協議を今なおできていないのか?

八木 : 処遇に対してはわが案第4条に原則を、そして合意議事録に具体的規定をする予定だ。

方代表 : 協定の退去強制事由と一般入管令の **gap** 問題は考えてみたのか?

大和田 : 韓国側案が本文、合意議事録及び交換公文と三分されているが、区分するのを望むのか?

李代表 : われわれが区分した内容通りに区分するのに対しては異議がない。

八木 : 在日韓人の国籍は現在登録された韓国、朝鮮の区別ではわからないので、申請手続きに関連して大韓民国国民という証明が、韓国政府から発給されなければならない。

李代表 : それなら大韓民国政府発給の旅券を所持した者だけが大韓民国国民で、その他の人の国籍は全部、韓国政府にその国籍の証明を要請するというのか?

菅沼 : 外国人登録証だけでは国籍が証明されない。

李代表 : 日本政府が外国人に発給した証明書なのに、なぜ国籍が証明できないのか?

八木 : 本人が先日小川局長から聞いたが、国籍証明を要求するが、包括的にリストを作成して渡せば、韓国側で協力すると聞いている。

李代表：そうだ。不明な者に対してだけ国籍証明を要求するが、包括的にリストを作成して渡せば、協力するということだ。これに反して今の日本側の考えは、ほとんどすべてを渡すというようだ。これは受け入れられない。次の会議は？

八木：6.1.(火)14:30 にしよう。

方代表：よい。

P158

駐日代表部

駐日政 722-180

1965.5.28.

受信：外務部長官

題目：法的地位委員会 日本側案 送付

1965.5.28.に開催された法的地位第 36 次会議で、日本側が提示した協定案を別添のよう
に送付します。

有添：同日本側協定案 1 部。 終

首席代表 金東祚

(協定本文)

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府が定める手続に従いこの協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する大韓民国国民の直系卑属として千九百四十五年以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している

40.5.28

1741

1372

159

者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年の後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府が定める手続に従いその出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

1373

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、

160

1742

この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行
なう用意がある。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつてゐる精神及び
目的が尊重されるものとする。

(第一条に関して附属文書に盛られるべき事項)

(a) 同条の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民国の国籍を
有していることを証明するに足る文書を自ら提出することができ
ないときは、大韓民国政府の権限のある当局が日本国政府の権限
のある当局の照会に応じてその者が大韓民国の国籍を保有してい

1374

1743

161

ることを確認するため発給する文書をこれに代わるものとみなすこと。

(b) 同条1(a)及び(b)でいう「引き続き日本国に居住している者」は、日本国の法令に従つて再入国の許可を受けて出国し、かつ、再入国した者が含まれること。

(c) 同条1(b)でいう「(a)に該当する大韓民国国民」には、千九百四十五年十一月一日から死亡の時まで引き続き日本国で居住していた大韓民国国民が含まれること。

(d) 同条1(b)に掲げる者であつて、この協定の効力発生の日から四年十箇月の後に出生したものの永住許可の申請期限は、同条1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

1375

1744

162

P163 13、 37 次、1965.6.1

P164 駐日代表部

駐日政 722-183

1965.6.3.

受信：外務部長官

題目：第7次全面会談 法的地位委員会 第37次会議録

1965.6.1.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添：同会議録 2部。 終

駐日大使 金東祚

P165 第7次全面会談 法的地位委員会
第37次会議録

1.日時： 1965.6.1. 14:30-16:30

2.場所： 外務省 233 号室

3.出席者:

韓国側	方 熙 代表
	李炯浩 代表
	権泰雄 専門委員
	安世勲 補佐
	宣峻英 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	新谷正夫 民事局長
	中村 入管局次長
	大和田渉 条約局参事官
	家弓吉巳 民事局第五課長
	菅沼 入管局総務課長
	谷口禎一 条約課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

八木：それでは今日は協定が発効すると1957年覚書との空白が生じる問題に対して、われわれの意見を述べる。即ち、今日入管局で会合をしてこの問題に対して論議したところ、韓国側が憂慮する空白期間は生じないとの結論が出た。もう一度言うと韓国側で憂慮するそういう者は、協定が定めた永住許可付与範囲の(a)に該当するだろうから、永住許可を申請すれば申請期間から退去強制をされる憂慮はないというのがわれわれの解釈だ。

李代表：そうではない。1957年覚書に沿って退去強制を自制して来たのに、協定が発効すると57年覚書の効力は当然失効し、その翌日から入管令の退去強制事由が適用されるのではないか？申請期間からは退去強制措置を受けないと言うが、そうなるとどこまでも恩赦的に見逃して貰うことになり、不安定な立場に立つことになる。

八木：確実に話すが、われわれとしては協定に依拠した有資格者を追い出そうというのではないので、申請をすれば退去強制の執行はしないだろう。

李代表：日本を不信して言ったり、日本国の行政権の権能を制限しようとするのではなく、法の未備点を補完し、経過的措置を規定してこそ安定した地位を確保できると考えるからだ。

八木：同時にわれわれが憂慮するのは協定発効後、永住許可申請資格がありながらも、これをする

意思がない者に対しては、その者を入管令 24 条に依拠して退去強制しようとする時、韓国政府がこれを引き受ける用意があるかも問題だ。

李代表：今言った場合には、韓国政府がこれを引き受けるのは当然なことだ。この問題は言葉だけで討議するのではなく、文書でこれを表現して提示してくれると良い。

八木：本協定が発効すると本人の名義でも、協定に規定された永住許可該当者に対する退去強制を自制するという公文を、各入管事務所及び各市町村に通達する用意がある。同時に 1957 年覚書の効力が失効するということを協定文に書く必要はないのか？

大和田：1957 年覚書は不公布だったので、これに対して協定文に書くのは難しい。

八木：(暫くの間日本側内部の折衝があった後)それなら協定発効後に生じる空白期間に対して、韓国側に文書で提示するようにする。その内容は「条約発効後、本協定発効に依って永住許可を申請する資格者で、本人が永住許可を申請する者には退去強制を自制するだろうが、本人が申請する意思がなかったり資格がないことが判明すれば、一般入管令を適用する」という趣旨にしようかと思う。

李代表：われわれも大体以上話した内容ならば、その大綱は良いようなので、文書で提示してくれるようお願い。

菅沼：永住申請資格がありながら永住申請をしない意志が明白な者に対して、その者には協定発効後に退去強制事由が適用されるということを韓国政府が諒承するのか？

李代表：現在も 1957 年覚書の適用を受けない在日韓人には入管令が適用されており、わが国政府が入管令に依拠した退去強制の措置を受けた者を引き受けているのではないか。なので今日本側で言った対象者に対して、これを引き受けるという公簡を日本政府に送らなくても、現在のように退去強制該当者の引き受けを負えばよいのではないのか？

新谷：ひとつ質問するが法律 126 号に依る在留資格は、協定後そのまま協定永住許可者以外の者には、そのままその効力が存続するのではないのか？

李代表：そうだ。次は今日、われわれの内部で首席代表と会合があったが、これまで論議したことの内、意見の相置がある点を、再び相互確認してみることにした。第一、合意議事録に規定されたものの内、国籍証明と申請手続きに対して、日本国政府は旅券と国民登録証を持つ者は大韓民国国民と見るが、外国人登録証では国籍が証明されないの、韓国政府に国籍確認を要請するというのが、日本側の意見ということを確認しよう。

中村：原則はそうだ。国籍が不明なものは韓国政府に申請書類を送付しようということだ。

李代表：われわれは法律上、在日韓人は全て大韓民国国民という前提に立脚しているので、国籍が不明な場合はごく少ないだろうし、そのような例外的な場合にだけ国籍確認の要請が来たら、これに対して国籍確認をする用意があるという立場だ。

八木：1948 年大韓民国政府樹立以後 SCAP が、在日韓人の外国人登録証の国籍欄を「大韓民国」と「朝鮮」と記入するようにした当時、法務大臣がこれに関連する談話を発表し、外国人登録証の「大韓民国」や「朝鮮」だけをもっては国籍を確認できないと言ったことがあり、われわれはこの談話に執着せざるを得ない。

李代表：第二、合意議事録の「継続居住」の概念に対して、われわれは「日本に生活の本拠を持つ場合」と見て、日本側は再入国許可を受けてその期間内に入国した者だけを「継続居住」と見ても、そうではなく日本国から解放後出て来た者は継続居住しないものと見るという差異点を確認しよう。

八木：そうだ。再入国許可期間内に帰って来なければならない。

李代表：現入管令が 1952 年から発効したので、それ以前の 1945-1952 間に生活本拠をこちらに置いた韓人が、家事の関係でしばらく韓国に行って来たのは継続居住と認めなければならないというのが韓国側の主張だ。

中村：1947年に外国人一斉登録があって、当時にもSCAPの許可を得て出入りするようになり、外国人に対する旧登録令が適用されていたが、外国人の出入国を規制する法がなかったのではない。

方代表：過般会合で戦後入国者に関連して徴兵、徴用者の復員関係等複雑な問題があって、共同委員会を設置してこういう紛争を解決しようとしたが、「継続居住」の概念と関連して、少し前にわれわれが述べた点を日本側で考慮するなら、われわれもこれに応じて検討する用意がある。

李代表：そうだ。戦後入国者問題で双方対立しているが、1945年から1952年講和条約までの本国往来者に対して考慮し問題視しないのなら、戦後入国者問題と関連させて考慮できるだろうと思う。

中村：本当に帰国した者があちらで生活の方途がなく、日本に帰って来てこちらが「生活の本拠」だと自任する場合もあるのではないか？旧登録令第3条では外国人の入国と第16条第1項には、これに対する処罰規定もあった。

八木：そういう者に対しては一般人管令上の永住許可を付与することを考慮している。

李代表：第三、日本国案第2条末段の「25年以内に・・・用意がある」は公簡を送付して一応仮調印したのに、今協定文案を作成するのだから「協議を行う」とする用意はないのか？

八木：それは難しい。

李代表：第四、日本側案第3条第2項「退去命令の措置を受けた者の引き受け」は仮調印時、不公布となっていたが、これは当然韓国政府が引き受けるのではないか？だから不公布の交換公文に規定するようにしよう。

大和田：前に韓国側が合意議事録に規定するのを考慮すると言ったのではなかったか？

李代表：われわれが不公布の交換公文で規定しようと言ったら、日本側が秘密外交という指弾を受けたと言うので、それなら一歩譲歩して合意議事録に規定しても良いと言ったのだが、日本側が本当に本文に入れるのなら、われわれは不公布の交換公文に規定すると再び協調するしかない。

大和田：われわれ協定本文に規定しなければならない。

方代表：今日われわれが相互相違点を確認しようという趣旨は、本委員会でこれまでに合意に到達しなかった問題点を首席会合に上げるためのものだ。次の金曜日までに日本側が相互相異なる問題点を再考するなら金曜日に一度話して、そのまま合意しないものは来週頃金大使が帰任した後、首席会合に上げて決定付けようというものだ。

中村：国籍証明に対して多くの申請者が多く永住許可を受けられるよう、韓国側が一度もっと考慮してくれるように望む。

李代表：第五、戦後入国者と離散家族の再会問題に対しては、わが案交換公文に規定されているが、「継続居住」の概念において1945-1952年までの韓国往来者に対して問題視しないなら、この問題はそれほど強調しないようつもりだ。特に離散家族の再会問題に対しては前任小川局長等日本側の考えが、ここで永住許可を受けた者がその直系卑属または配偶者を連れて来たものなので、人道的に当然と考えていると知っている。だからわが案をもう一度考慮してみたい。

八木：しかし、これはCase by Caseで解決する問題だ。

李代表：以上が韓国側と日本側間で決定を見られなかった、重要な問題点であることを確認しようというものだ。

大和田：それなら日本側案第3条まで論議した内、未合意点だけを一度検討してくれということか？

李代表：そうだ。その他第4条以下の処遇や、協定の表題及び前文に対しては、継続論議しなければならないだろう。

八木：よい。次の会議は？

方代表 :6.4.(金)14:30 に開催しよう。次の会議では今日劈頭で論議した、日本側が文書で提示することにした gap 問題と以上 5 個の未合意点を中心に論議しよう。

八木 : よい。

P172 14、 38 次、1965.6.4

P173 駐日代表部

駐日政 722-187

1965.6.7.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次全面会談 法的地位委員会 第 38 次会議録

1965.6.4.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録 2 部。 終

駐日大使 金東祚

P174 第 7 次全面会談 法的地位委員会
第 38 次会議録

1.日時 : 1965.6.4. 14:30-16:30

2.場所 : 外務省 235 号室

3.出席者: 韓国側 方 熙 代表
権泰雄 専門委員
安世勲 補佐
宣峻英 補佐
日本側 八木正男 入管局長
大和田渉 条約局参事官
家弓吉巳 民事局第五課長
菅沼 入管局総務課長
谷口禎一 条約課事務官
鶴田剛 北東ア課事務官

4.討議内容

八木 : 今回の改閣では椎名外相が留任することになったが、同外相がア・ア会議の関係でアルジェに発つ前に懸案全般に対して妥結できそうだが、妥結のための討議を促進しなければならないが、法的地位問題で全体的にもめ事になっている対立点をさらけ出して、これを整理して相互妥協することで妥結できるようにするのがよいと思う。

特に財産搬出及び送金に対して過般両側実務者間で論議してみたが、本委員会での実務者会合をもっては結論が出ないようなので、これは上部に上げ、その裁断を受けるようにするのがよいと思う。

方代表 :明日から来週月曜日にかけて漁業委員会が協定文案作成を促進するようになれば、他の委員会の討議進捗も相当進展するものと見える。現在本委員会が他の委員会に比べて、会議開催日数が一番多い。文化財委員会のようなものは相当沈滞状態にある。以上のような実情に照らして、われわれは過般の会議で提示した 5 個の問題点も、日本側がこれに対して早急に意見提示をすれば、来週火曜日頃からでも会議進行が促進するものと考えたので、今日にでも日本側の意見を披歴してくれるように望む。

八木：過般会議で韓国側が提示した 5 個の問題点に対して結論が出れば、わが案第 3 条までは結末が出たのではないかと？

大和田：そうだ。勿論協定の題目と前文が決定したのではないが、一応みな結末が出たのも同じだ。財産搬出及び送金に対しては協定本文には原則だけを簡単に規定し、細かくは合意議事録で規定すればよいと思う。これに対する両側案を比較して見ても、実体面に差異はない。だから本当に意見が相置する問題点だけを首席代表間会合に上げて結論を出すようにしよう。

方代表：過般の会議では本委員会で合意しない問題点は金大使が帰国後、首席会合に上げようと言ったが、金大使が帰国してないので本委員会合意できなければ来週頃首席会合に上げることもできるだろう。

八木：それでは過般韓国側が提示した問題点に対して、われわれの見解を述べる。

第一、「継続居住」の概念に対して、徴兵、徴用で動員されて戦後に復員した者に対しては、現在入管で戦前居住者と同じに取扱っているのが、韓国側が必ずと主張するならば、これらを「継続居住」の範囲に含まれるよう文書で表現しても構わないだろうが、その他終戦時から講和条約発効時までの混乱期に SCAP 当局の許諾なく不法出入国した者に対しては、協定永住を許可することは難しい。と思う。

第二、国籍証明に対してわれわれの立場は、どんな形態であろうが韓国政府当局の国籍確認を必要としている。国籍確認は形式的なもので手続きを簡便化し、多くの人員が協定永住許可を受けるようにしようというのがわれわれの意図だ。

第三、離散家族の再会問題は、人道的立場から Case by Case で取扱われるもので、これら家族が一時訪問するのは制限しないものなのだが、協定上で文書化するのには困難で、この点われわれの立場が強いということも付言してあげる。

第四、協定永住許可者の直系卑属に関する協議条項文句において、「用意がある」を「協議を行う」としようというのに対しては、必ず「用意がある」と規定しなければならず、この点外務省側の立場が特にそうだ。

第五、退去命令の措置を受けた者の引き受けに関する条項を協定本文に規定せず、不公布の交換公文または合意議事録に規定するかに対しては、今日大和田参事官とも協議したが、法務部当局としては合意議事録に規定しても構わないようだが、条約局の意見が協定本文に規定することを主張している。

大和田：今言った五番目の問題点に対しては、均衡という点から考えてくれなければならない。韓国政府は日本国政府に対しては色々義務を課しながら、この問題においてただ日本国政府が韓国政府に義務を賦課するものだが、当然なことではないか？形式的にでもそうだが、内容的にはもっとそうだ。

権委員：日本側が均衡という点から異議を述べるのなら、退去強制事由に対する合意議事録で「退去強制事由に該当する者を人道的な見地で取扱う」という規定の次に、「退去命令の措置を受けた者の引き受け」に関して規定すればよいと思う。

方代表：次に協定発効後永住許可が下りる時までの gap を埋める問題に関して、日本側が文書を提示するというのはどうなったのか？

八木：協定発効後に永住許可を申請する権利を持つ者は許可されるだろう。永住許可を申請する前に退去強制事由に該当しても、永住許可申請をすれば協定に依拠して許可されるだろうし、こういう者に対する退去強制事由は、協定に規定された退去強制事由が適用されるだろう。これを文書でどう表現するかは、この者たちに対して永住許可申請があって、その許可が決定する時までは退去措置の施行を自制するという内容で表現しようと思う。しかし反面、永住許可を申請する権限がない者や、申請をしても資格がないことが判明すれば、入国者 24 条が適用されるだろうし、これらの強制送還時に韓国政府がこれを引き受けてくれという、ふたつの面で規定しようと思う。

方代表：それなら文書が準備できたら提示して欲しい。

谷口：(日本側文書を提示し、一度朗読する。)

方代表：大体良いと思うが、われわれの意見は一度検討後次に話す。ただし、質問は文書序頭の「朝鮮人」という表現は？

谷口：別に意味はない。「韓国人」としても構わない。

方代表：少し前に前の会議時、われわれが提示した5個の問題点に対する意見を言ったが、これに対してわれわれの見解を述べようと思う。

これまでの会議で論難したことを可能な限りくりかえさないが、第一、徴兵、徴用者に対する問題は、これらが戦前から講和条約時まで日本で居住していたと看做すのか？戦後入国者と見るのか？色々実態があり、この実態を把握できなくて、そういう場合を想定して話したものだ。

第二、国籍証明問題に対して、われわれももう一度検討してみる。

第三、離散家族の再会問題に対しては、今特別在留を貰った者は、在留資格を貰えるようにしてあげたかったのだ。

第四、25年内の協議条項の文句に対しては、交渉経緯に照らして、今は時間も充分にあるので、公簡内容を含んで協定本文を修正するように望む。

第五、退去命令の措置を受けた者の引き受けに関して均衡の問題だと言うが、合意議事録に「人道的取扱い」問題と共に規定したら良いではないか？と思う。

次に協定発効後、永住許可が下りる時までの gap 問題は、今日日本側の提示文書で日本側の考えは分かったが、検討後次の会議時に意見を述べる。

最後に財産搬出及び送金問題に対してはもっと検討する余地があるが、来週頃にもう一度論議してみよう。

大和田：公簡内容を含めて協定本文をどう修正するというのか？

方代表：公簡内容を含めて協定本文を「25年・・協議を行う」と修正するということだ。即ち、交渉経緯から見て閣議に回付できず、日本側が金大使、牛場会談で公簡を添付するようにしたもので、条文化においては簡潔にこのように規定しても実質的に差異がないだろう。

大和田：そうではない。実体的に差異があると思う。即ち、「協議を行う」なら必然的に協議をしなければならない義務があるのではないか？「協議を行う用意がある」と協定本文に規定し、公簡を添付して Legal Commit すると言ったが、これを何故そんなに嫌うのか？

方代表：われわれとしては交渉経緯から見て当時は不可避だったが、今は時間も充分で、実体的に関係もないと見るので、協定本文に「協議を行う」と規定しようというだけだ。

権委員：協定本文と公簡に分けられた内容を一本化して規定しようというのだから、双方考えは同じだ。

大和田：昨日当時の交渉経緯に関してわが側出席者の確認してみたが、韓国側の言葉と同じではなかった。

方代表：それならひとつ質問するが、実体的に関係があるとは、率直に言って協定発効後5年になる時、わが側が協議しようとしてもこれに応じず、時間を延ばし最後には25年が経過しても協議しないという意味か？

大和田：そうではない。

八木：実質的には現実の問題が生じた時協議をするだろうし、一括してこれを子孫に対して基準的な問題を定めるのではないか？

方代表：そうだ。25年になるまでに本協定の協定永住許可者の直系卑属(即ち、子孫)の地位を決定するものだ。

八木：今後20-25年後に産まれる子孫の問題ではないか？

方代表 :25 年後に出生する子孫に対して、彼らが出生する前に彼らをどう取り扱うことかの基準を決めるもので、その時までにはこの問題の解決をしようというのが意図だ。過般交渉経緯に対して各各異なって解釈しているが、今後世界情勢がどれだけ変わるか?予想をできないが、一応確実にこれを地位に決めておこうというのだ。

八木 :「協議に応じる」としたらどうなのか?

方代表 :そんな話もあった。色々話があったが、「協議を行う」と決定したものとわれわれは交渉経緯を知っている。

大和田 :われわれの条約局長の話は、絶対協定本文に「協議を行う」と規定できないという話だ。

方代表 :それならこの問題はそのまま、決定を保留しておこう。

谷口 : 離散家族を再会させて欲しいというのは、彼らにも永住許可を付与せよということか?

権委員 : そうではない。居住できるようにしてくれ。即ち、在留資格を認めるということだ。

谷口 : それならそれは協定永住許可者の当然な権利として要求するものなのか?または反射的利益から要求されるものなのか?

権委員 : 権利よりは論理的見地から見た時、これは人道的に見て気の毒なので、呼び寄せられるようにして一緒に暮らせるよう配慮しようということだから、反射的利益になるだろう。

方代表 : これは法律的な問題とは考えられず、韓国の家族制度を理解する面から考慮して見よ。「継続居住」の概念において、徴兵、徴用者に対して文書化する面は考慮すると言ったが?

八木 : 徴兵、徴用で戦後集団的に入国した者は日本国政府の復員命令もあったので、これは「継続居住」の範囲に入るように文書化できるが、紹介で外地または韓国に行き、戦後に帰って来た者に対しては、この範囲に含まれると考えられない。

方代表 : 徴兵、徴用者問題はそうだとすると、戦後から講和条約までは日本国が彼らを日本人として取り扱って来たから、SCAP の再入国許可を受けた者だけは構わないと見るのではなく、当時が混乱していた時代だったことを想起し、彼らに対しても考慮して「継続居住」の範囲に含まれるようにしなければならぬだろう。本委員会で決定できなければこの問題は上部の会合に上げる。

八木 : 私個人の私見だが、戦後から講和条約まで SCAP の許可なく不法出入国をした者も、犯罪行為がなければ一般永住許可を付与しようと思う。

方代表 : 過般の会合では、戦後入国者は一般永住許可を付与される資格がないと言ったのではなかったか?

八木 : これら戦後入国者は法務大臣の特別在留許可と言って、期間が最大3年定められていて、その資格を変更できない。それで彼らから永住許可の申請があっても、許可しないでいる一面があるが、他面会談が妥結され、協定永住許可者の実体が確定したら、彼らに普通の外国人の場合のように、罪状がなければ居住実績を見て、一般永住許可を付与できる。

方代表 : 過般の会合時には法律上不可だと言わなかったか?

菅沼 : 法務大臣の特別在留許可で資格変更をできないことが法の条文解釈だが、会談が妥結したら運営上変更できるということだ。

方代表 : それなら戦後入国者も、一般永住許可の資格条件を具備すれば許可するのか?

八木 : そうだ。

方代表 : 次の会議時は何を論議するのか?

大和田 : 協定われわれが提示した文書に対する韓国側の意見と、退去強制事由に関する条項を確定して、英文化したらどうか?

方代表 : 処遇問題は当分の間、論議しても進展がないだろうからそうするようにしよう。

大和田 : そしてわれわれが新しく案を提示するようにする。

方代表 : よい。

P183

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-06121

日時 : 65.6.5.11:58

受信人 : 外務部長官

発信人 : 駐日大使

参照 : 国務総理、大統領秘書室長、中央情報部長

- 1.本職は今朝 8:30 に石井法務大臣を自宅に訪問し、約 30 分間面談したところ、この場で本職は法的地位問題の諸般問題点を説明し、早急な円満解決のために同大臣が積極的に協調してくれるように要請しました。
- 2.また本職は 11 時に坂田農林大臣を農林省に訪問して、約 20 分間面談し(丹羽水産省長官及び小口官房長陪席)、懸案の各問題点に関して説明し、同大臣の協調を要請したところ、同大臣は早急に問題を把握した後、円満な解決のために積極的に努力すると述べました。
- 3.漁業関係わが側実務者は今朝 9 時箱根に出発し、本職も 11 時 30 分出発しました。(外亜北)

P184

15、 39 次、1965.6.11

P185

駐日代表部

駐日政 722-200

1965.6.14.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 7 次全面会談 法的地位委員会 第 39 次会議録

1965.6.11.に開催された表記会談の会議録を別添のように送付します。

別添 : 同会議録 2 部。 終

駐日大使 金東祚

P186.

第 7 次全面会談 法的地位委員会
第 39 次会議録

1.日時 : 1965.6.11. 10:30-11:30

2.場所 : 外務省 233 号室

3.出席者:

韓国側	方 熙 代表
	李炯浩 代表
	呉在熙 専門委員
	安世勳 補佐
	宣峻英 補佐
日本側	八木正男 入管局長
	中村 入管局次長
	大和田涉 条約局参事官
	中江要介 法規課長
	家弓吉巳 民事局第五課長
	菅沼 入管局総務課長
	谷口禎一 条約課事務官
	鶴田剛 北東ア課事務官

4. 討議内容

大和田：6.4.にわれわれが提示した、協定発効で生じる退去強制事由の gap に関する説明資料に対して、韓国側の意見を聞いてみようと思う。

李代表：日本側提示文書を、前段と後段に区分して意見を述べる。

第一、前段の最後の部分の「・・当該申請有効性余否の判明・・」という表現をするなら、永住許可の申請を終えた者は既に指摘した矛盾した結果から救済されるが、協定が定めた5年間の申請期間中に申請する意思を持ったが申請をまだしていない者は、協定発効後から日本の入管令24条の退去強制事由の適用を受けるようになり、本協定に規定された退去強制事由の適用を受けられない矛盾が生じるようになるので、「・・当該申請をする意思の有無、または申請がされた場合には、その申請の有効性余否の判明・・」と修正するようにしよう。

大和田：新谷局長の意見のように、永住許可申請が終わらないと意思確認ができないのではないかな？

李代表：永住許可を申請してこそ日本に永住する意思が明確に表示されるのだが、協定が定めた5年という申請期間があるので、永住許可申請の意思があっても申請をまだ終っていない者は、協定発効後から5年までは協定文の未備で、協定上の退去強制事由の適用を受けられなくなる、重大な欠陥が生じることになる。なので、このような矛盾が是正されるためには、ただ登録を終えた人だけでなく、永住許可の申請資格と意思を持つ者にも、協定上の退去強制事由が適用されるように協定上に規定されなければならないのに、この表現ではそういう意味がないと思う。

八木：韓国側は極端な場合を想定して考えているようだ。日本政府は申請期間中に、入管令24条を適用してやたらと退去させないだろう。

李代表：日本政府が実際に退去強制をするかしないかの問題より、条約文として未備なところがあり、補完しようというのだ、そして前段中間の括弧部分は削除しても良い。これはひとつの宣伝文句に過ぎないからだ。

八木：われわれが提示した文書をそのまま、協定文として表示しないだろう。

大和田：この文案は gap に対するわれわれの考えを綴ったものに過ぎない。

中村：李代表の提案のように、永住許可申請意思が判明する時まで退去強制を自制するなら、日本政府は在日韓人に対する永住許可申請意思の有無を確認しなければならない、義務を負うことになり難しい。

李代表：退去強制手続きの執行官が、退去強制事由該当者の強制送還手続き時に一度、永住許可を申請できるという趣旨を言い、そう申請するように勧誘すれば、永住申請意思の有無は簡単に判明するのではないかな？われわれとしても色々この点は啓蒙するだろう。

中村：韓国側が言う通りに細かく協定上に規定すると、もし執行官が退去強制手続き時、永住許可申請をするように勧誘しなければ、協定履行違反になるだろう。このような一方的義務を日本国政府が賦課されるということは、われわれとしてははばかるものである。それと前段中間の括弧部分は削除しても良いと思う。

八木：この点をもう少し簡単に規定したらどうだろう？

李代表：わが側が5.11.に提示した案の合意議事録には、「第2条の規定は永住申請の期間中においては、第1条の規定によって永住申請をした者、または永住申請をする資格と意志を持つ者にも適用することとする」と簡明に規定されていたものなのに、日本側が異議を表明して論議の末に、日本側から6.4.の日本側説明資料が出て来たのではないかな？

家弓：それなら前段中間文句を「・・申請をする時と、申請をすることになる場合・・」としたらどうか？

李代表：前段の中間部分の「・・協定に期して永住許可申請をした場合・・」を、「・・協定に期して永住許可申請をした場合、または今後申請をする場合には・・」と規定すれば良いだろう。

中村：協定発効後もう少し観望してみている、5年の申請期間が満了する時に申請をするとか、または

強制送還当時になって申請をしたら混乱しないか？

方代表：そんなケースは実際にはないだろう。

李代表：退去強制手続きを取る時に永住許可申請をする意思を確認し、意志がなければ「永住許可申請放棄証」のようなものを貰い、永住許可申請の意志がないことを明白にしておけば良いのではないか？今まで相互論議したところから見て、両側の考えるところは実質的に韓国側と同一だ。だからもう一度論議してみるようにしよう。

次に第二、後段に対して意見を述べる。本協定の退去強制事由の適用を受けず、日本入管令 24 条の適用を受けるようになる者に対する韓国政府の引き受け義務は、前段の中間に「入管令第 24 条の適用に依って規制される者、即ち」となっているため、後段に反復して規定しなくても良いだろうから、後段の全文句を削除しなければならないと考える。

大和田：われわれとしては前段と後段が、関係があるとは考えないからだ。即ち 57 年覚書と関連して戦前から入国した者で、協定で規定される退去強制事由の適用者に対する韓国政府の引き受け義務は、日本側案第 3 条第 2 項や韓国側案合意議事録にそれぞれ規定されているが、戦後入国者を始めとして入管令第 24 条の適用対象者に対する、韓国政府の引き受け義務は明示されていないからだ。

李代表：戦後入国者で強制送還される者は、現在も韓国政府が引き受けているではないか？現在日本国政府が日本の入管令によって退去強制される外国人に対して、米国や英国など関係外国政府と協定を結んだり公文を交換して、強制送還者の引き受けを約束したことがあるのか？

八木：引き受け義務に関して、他の外国政府と協定を結んだことはない。

李代表：それなら韓国政府だけに、これを要求するのは論理が立たない。

八木：韓国人と中国人に対しては、強制退去に対する引き受け余否に対して、われわれは信じられないので引き受け義務の規定が必要だ。

李代表：韓国人と中国人は野蛮な未開人だと思うのか？

中村：戦後入国者で強制送還される者を、韓国政府が引き受けているというのが、これは Over-Stay した者と密入国した者だけだ。(つまり全員追い出したいのか?!?!)

李代表：要は日本側説明資料の後段は前段内容の重複規定で、これは韓国政府を不信するところからつながるもので絶対受け入れられない。

一般外国人には必要のない、こんな規定を本協定におくのは韓国人を侮辱するもので、私はこのような侮辱的な規定を受けながらまで会談代表として留まれない。これ以上討議する必要もないので、今日の会議は止めよう。

八木：それなら日本側が 6.4 に提出した説明資料文書自体を撤回する。

李代表：それは難しい。良くない部分を是正すれば良いのであって、全体を撤回する必要はない。

八木：それなら進展もないので、本委員会は 6.20 まで止めよう。

李代表：6.20 まで止めようというのはどういう意味か？

方代表：それでは本委員会は止めて非公式折衝をしよう。

大和田：今日の会合はこれで止めて、今から非公式折衝を別室でするようにしよう。

方代表：良い。

5. 日本側大和田代表の案内で、方代表と李代表が大和田代表と非公式折衝をして、協定の題目と前文及び第一条に関する未解決を相互譲歩し、一応合意した。また大和田代表は日本側代表に、昨日の非公式会談の内容を前もって伝えられなかったことを参考に話し、来週中の法的地位委員会の再開にも合意した。

P192 16、 40 次、1965.6.15

P193 大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-06319

日時 : 65.6.15.16:20

受信人 : 外務部長官

発信人 : 首席代表

第 40 次法的地位委員会(1965.6.15.14:00-15:00)会議報告

1. 日本側は協定の名称前文第 1 条、及び第 2 条に関して、新しい協定文案を提示して来た。

(同文案はパウチ便で送付します。)

(1) 日本側は協定の名称をわが側主張通りに「法的地位と待遇」に関する協定とした。

(2) 前文は「日本国の社会と密接な関係」を、わが側主張通りに「日本国の社会と特別な関係」とし、「日本社会と調和して安定した生活」をわが側主張を参考に「日本国の社会指導下で安定した生活」に修正されています。わが側は前記日本側の協定名称と前文に対して異議ないことを述べたし、下の協定名称と前文は確定しました。

(3) 第 1 条、第 2 条の規定は大体で 65.5.4.日本側文案と、第 3 条の規定は 65.5.18.付日本側文案と大同小異ですが、第 3 条の退去命令の措置を受けた者の引き受けに関する条項は、わが側主張通りに合意議事録に規定するという前提で削除されています。

わが側は前記日本側文案に関して、(イ) 第 1 条の「日本国政府が定める手続き」という表現と、(ロ) 第 2 条 1 項の「協議する用意がある」という表現と、(ハ) 第 3 条と関連して GAP を埋める規定等に関して、合意議事録に規定するという条件付きで異議ないことを述べ、同文案を確定して英文作成に着手することで合意しました。

2. その他の問題に関しては、今日 65.6.16.18:00 からヒルトンホテルで協議を継続する予定である。(駐日政 - 外亜北)

P195 駐日代表部

駐日政 722-209

1965.6.16.

受信 : 外務部長官

題目 : 法的地位 日本側案 送付

連 : JAW-06319

1965.6.15.に開催された法的地位第 34 次会议で、日本側が提示した法的地位協定案を、別添のように送付します。

有添 : 同日本側協定案 1 部。 終

駐日大使 金東祚

P196-201 協定 (案) 日本語文 1965.6.15

秘 極

1965. 6. 15.

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する
日本国と大韓民国との間の協定（案）

日本国及び大韓民国は、

多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特
別な関係を有するに至つてゐることを考慮し、

これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を
営むことができるようにすることが、両国間及び両国民間の友好関
係の増進に寄与することを認めて、

次のとおり協定した。

1780

1409

196

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府が定める手続に従いこの協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可さ

1410

1781

199

れている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年の後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府が定める手続に従いその出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

1411

1782

198

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なう用意がある。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつてゐる精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当する者となつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶子の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

(b) 日本国において国交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利

1413

1784

200

益を害した者

- (c) 管利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令の規定に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令の規定に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者
- (d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

1785

1414

201

P202

大韓民国外務部

発信電報

番号 : WJA-06234

日時 : 65.6.16.19:30

受信人 : 韓日会談首席代表

対 : JAW-06337

対号に関しては貴下の判断の建議通りに従って処理されるように願う。(外亜北) 終
長官

P203

大韓民国外務部

着信暗号電報

番号 : JAW-06337

日時 : 65.6.16.11:41

受信人 : 長官

発信人 : 首席代表

1. 日本側は法的地位協定の条文化と関連して、65.5.4 付日本側協定案の第 5 条の規定(協定に規定された事項以外は、日本国内法の適用確認)を必ず協定に規定しなければならないという立場を明かし、もしも韓国側が修正を受諾するならば、(イ) 日本側協定案第 2 条 1 項末尾の「協議を行う用意がある」という文句を、「協議を行うことに同意する」と決めることを考慮してみ、(ロ) わが側協定案(65.5.11)の 3 条 1 項の「第 3 国の国民より好意的な待遇」を、「第 3 国の国民より不利でない待遇」に修正しても、このような最恵国民待遇条項の規定は到底受け入れられないが、現在の待遇よりは不利でない待遇を保障(特に不動産取得令の適用において)することを考慮するという立場を発したので、(ハ) 協定永住権者の再入国問題に関して好意的な考慮をするという、法務大臣の談話程度でもなければと主張し、再び明日討議しようとした。
2. 前記 1 のような日本側の提案に対して、本職としては別に異議がないが、これに関する本部の意見を至急に回示して下さるよう請訓します。

(駐日政-外亜北)

P204-213	協定(案)	日本語文	1965.6.18
P214-221	議事録(案)	日本語文	1965.6.18
P222-241	発言の記録(案)	日本語文	1965.6.18

~~極秘~~

日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する
日本國と大韓民國との間の協定（案）

四十・六・十八

日本國及び大韓民國は、

多年の間日本國に居住している大韓民國國民が日本國の社会と特
別な關係を有するに至つてゐることを考慮し、

これらの大韓民國國民が日本國の社会秩序の下で安定した生活を
営むことができるようにすることが、兩國間及び兩國民間の友好關
係の増進に寄与することを認めて、

次のとおり協定した。

1788

1417

204

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可さ

1418

1789

205

れている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後に日本國で出生した大韓民國國民が、この協定の実施のため日本國政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可する。

3 1 (b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

1790

1419

206

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国國民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たっては、この協定の基礎となつてゐる精神及び目的が尊重されるものとする。

1420

1791

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

(b) 日本国において国交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害

1792

1421

208

した者

(c) 營利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本國の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本國の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本國の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

1793

1422

209

第四條

日本國政府は、次に掲げる事項について、妥當な考慮を払うものとする。

(a) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民に対する日本國における教育、生活保護及び國民健康保險に関する事項

(b) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民（同條の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本國で永住する意思を放棄して大韓民國に帰國する場合における財産の携行及び資金の大韓民國への送金に関する事項

1423

1794

210

第五條

第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民は、出入國及び居住を含むすべての事項に關し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外國人に同様に適用される日本國の法令の適用を受けることが確認される。

1424

1795

21

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

1425

1796

212

9

以上の証換として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月 日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本國のために

大韓民國のために

10

1426

1797

213

~~極秘~~

四十・六・十八

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する
日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録
(案)

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された日本国
に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓
民国との間の協定に関し次の了解に到達した。

(1)

1427

1793

214

第一条に關し、

1 同条 1 又は 2 の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民國の国籍を有していることを証明するため、

(1) 申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民國の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(2) 大韓民國政府の権限のある当局は、日本国政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答するものとする。

2 同条 1 (b) の適用上「(a) に該当する者」には、千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引き続き日本国に居住

215

1428

1799

(3)

していた大韓民国国民を含むものとする。

1429

1800

216

第三条に關し、

1 同条(b)の適用上「その公館」とは、所有者のいかんを問はず、大使館若しくは公使館として使用されている建物又はその一部及びこれに附屬する土地（外交使節の住居であるこれらのものを含む。）をいう。

2 日本國政府は、同条(c)又は(d)に該当する者の日本國からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う。

3 大韓民國政府は、同条の規定により日本國からの退去を強制されることとなつた者について、日本國政府の要請に従い、その者の引取りについて協力する。

(4)

217

1430

1801

4

日本国政府は、協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者に関しては、その者の永住が許可された場合には協定第三条(a)ないし(d)に該当する場合を除くほか日本国からの退去を強制されないことにかんがみ、その者について退去強制手続が開始した場合において、

(1) その者が永住許可の申請をしているときには、その許否が決定するまでの間、まだ、

(ii) その者が永住許可の申請をしていないときには、その申請をするかしないかを確認し、申請をしたときには、その許否が決定するまでの間、

(5) その者の強制送還を差し控える方針である。

1431

1802

248

第四条に關し、

1 日本國政府は、法令に従い、第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民が、日本國の公の小学校又は中学校へ入学することを希望する場合には、その入学が認められるより必要と認める措置を執り、及び日本國の中学校を卒業した場合には、日本國の上級学校への入学資格を認める。

2 日本國政府は、第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民に対する生活保護については当分の間従前どおりとする。

(6) 3 日本國政府は、第一条の規定に従い日本國で永住するこ

1805

1432

219

とを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者と
するため必要と認める措置を執る。

4 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格
を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して
大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有する
すべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。こ
のため、

(7) (1) 日本国政府は、その者の所有する財産の携行に関しては、法令の
範囲内で、その携帯品、引越荷物及び職業用具の携行を認め
るほか、輸出の承認に当たりできる限りの考慮を払うものと

1804

1433

210

(8)

する。

(四) 日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に關しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一万合衆国ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に応じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

千九百六十五年六月 日に東京で

1895

1434

24

~~極秘~~

発言の記録（案）

四十・六・十八

在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の締結のための交渉に際し、日韓両国の双方よりそれぞれ次の発言がなされた。

日本側代表

(a) 日本国政府は、第一条1(a)の適用に当たっては、兵役又は後用により日本国から離れた時から復員計画に従つて帰還するまでの間を日本国に引き続き居住していたものとして取り扱う方針である。

(b) 協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする者が提出又は提示するものには、次のものが含まれることとする。

(1) 永住許可申請書

1435

1805

222

(iii) 写真

(iv) 家族関係及び日本国における居住経歴に関する陳述書

(v) 外国人登録証明書

(e) 合意された議事録中協定第四条に関する部分の1でいう「必要と認める措置」とは、文部省が現行法令に従つて行なう指導、助言及び勧告をいう。

(d) 合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」には、厚生省令の改正が含まれる。もつとも、そのような措置を執るためには、相当な準備期間が必要であるので、日本国政府は、協定の効力発生の日から一年を経過した日の属する会計年度の次の会計年度の初日からそれらの者が国

1807

1436

223

民健康保険の被保険者となるようにするものとする。

(e) 外国人の財産取得に関する政令に基づく告示において、同政令の適用除外国として大韓民國を指定しているが、日本政府は、協定の効力発生に際してこれを削除する意図はない。

(f) 日本政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民國國民が出国しようとする場合において再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取り計らう方針である。

大韓民國側代表

(a) 協定の効力発生の後は、出入国管理に関する日本国の法令の

3

1808

1437

224

規定により日本國からの退去を強制されることとなつた大韓民國國民の引き取りについて、大韓民國政府は日本國政府に協力する方針である。

(b) 大韓民國政府は、合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要な措置」が執られるためには相当な準備期間が必要であることを認めるが、そのような措置ができる限り早期に執られることを期待するものである。

(c) 大韓民國政府は、日本國に居住する大韓民國國民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本國政府の要請に應じ得る限り同政府に協力するための措置を同政府とともに検討する用意がある。

4

1438

1809

225

40.6.20

~~CONFIDENTIAL~~

1.

日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する
日本國と大韓民國との間の協定（案）

日本國及び大韓民國は、

多年の間日本國に居住している大韓民國國民が日本國の社会と特別な關係を有するに至つてゐることを考慮し、

これらの大韓民國國民が日本國の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、兩國間及び兩國國民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、

次のとおり協定した。

第一條

1 日本國政府は、次のいずれかに該当する大韓民國國民が、この協定の実施のため日本國政府の定める手続に従い、この協定の効力發生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可する。

226

1439

1810

2.

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本國に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑屬として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本國で出生し、

その後申請の時まで引き続き日本國に居住している者

- 2 日本國政府は、1の規定に従い日本國で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後日本國で出生した大韓民國國民が、この協定の実施のため日本國政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可する。
- 3 1 (b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。
- 4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

1440

1811

第二条

1 日本國政府は、第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されている者の直系卑屬として日本國で出生した大韓民國國民の日本國における居住については、大韓民國政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつてゐる精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されてゐる大韓民國國民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本國からの退去を強制されない。

(a) 日本國において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮

1812

1441

228

以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

1813

(b) 日本国において国交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 営利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

1442

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

229

第四條

日本國政府は、次に掲げる事項について、妥當な考慮を払うものとする。

(a) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民に対する日本國における教育、生活保護及び國民健康保険に関する事項

(b) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民（同條の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本國で永住する意思を放棄して大韓民國に帰國する場合における財産の携行及び資金の大韓民國への送金に関する事項

第五條

第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民は、出入國及び居住を含むすべての事項に関し、この協定

1814

1443

230

で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される
日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り
すみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の
交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委
任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本
語及び韓国語により本協定二通を作成した。

6.

1444

1815

271

7.

大韓民國のため

日本國のため

1445

272

1816

日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定についての合意された議事録

(案)

日本國政府代表及び大韓民國政府代表は、本日署名された日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定に關し次の了解に到達した。

第一条に關し、

1 同条1又は2の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民國の國籍を有していることを証明するため、

(1) 申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる證明書を提示するか、又は大韓民國の國籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(2) 大韓民國政府の権限のある当局は、日本國政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答す

1)

1446

1817

233

るものとする。

2 同条1(ウ)の適用上「(ウ)に該当する者」には、千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引き続き日本國に居住していた大韓民國國民を含むものとする。

第三条に關し、

1 同条(ウ)の適用上「その公館」とは、所有者のいかんを問わず、大使館若しくは公使館として使用されている建物又はその一部及びこれに附屬する土地（外交使節の住居であるこれらのものを含む。）をいう。

2 日本國政府は、同条(ウ)又は(ウ)に該当する者の日本國からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う。

3 大韓民國政府は、同条の規定により日本國からの退去を強制されることとなつた者について、日本國政府の要請に従い、そ

2)

1447

1818

234

の者の引取りについて協力する。

4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者に関しては、その者の永住が許可された場合には協定第三条(ハ)ないし(ロ)に該当する場合を除くほか日本国からの退去を強制されないことにかんがみ、その者について退去強制手続を開始した場合において、

(イ) その者が永住許可の申請をしているときには、その許否が決定するまでの間、また、

(ロ) その者が永住許可の申請をしていないときには、その申請をするかしないかを確認し、申請をしたときには、その許否が決定するまでの間、

その者の強制送還を差し控える方針である。

第四条に關し、

3)

1 日本国政府は、法令に従い、協定第一条の規定に従い日本国

1448

1819

235

で永住することを許可されている大韓民国国民が、日本国の公
の小学校又は中学校へ入学することを希望する場合には、その
入学が認められるよう必要と認める措置を執り、及び日本国の
中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を
認める。

2 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民に対する生活保護については
当分の間従前どおりとする。

3 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者と
するため必要と認める措置を執る。

4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格
を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して

1820

1449

236

20

20

5)

大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有するすべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。このため、

(山) 日本国政府は、その者の所有する財産の携行に關しては、法令の範囲内で、その携帶品、引越荷物及び職業用具の携行を認めるほか、輸出の承認に当たりできる限りの考慮を払うものとする。

(田) 日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に關しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一万余衆國ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に應じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

千九百六十五年 月 日に東京で

1450

1821

237

討議の記録(案)

在日韓国人の法的地位及び待遇に關する協定の締結のための交渉に際し、日韓双方よりそれぞれ次の発言がなされた。

日本側代表

(a) 日本国政府は、協定第一条1(a)の適用に当たつては、兵役又は徴用により日本国から離れた時から復員計画に従つて帰還するまでの間を日本国に引き続き居住していたものとして取り扱う方針である。

(b) 協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする者が提出又は提示するものには、次のものが含まれることとする。

(1) 永住許可申請書

(ii) 写真

(iii) 家族関係及び日本国における居住経歴に関する陳述書

1451

1822

238

(iv) 外国人登録証明書

(c) 協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の1でいう「必要と認める措置」とは、文部省が現行法令に従って行なう指導、助言及び勧告をいう。

1825

(d) 協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」には、厚生省令の改正が含まれる。もつとも、そのような措置を執るためには、相当な準備期間が必要であるので、日本国政府は、協定の効力発生の日から一年を経過した日の属する会計年度の次の会計年度の初日からそれらの者が国民健康保険の被保険者となるようにするものとする。

1452

(e) 外国人の財産取得に関する政令に基づく告示において、同政令の適用除外国として大韓民国を指定しているが、日本国政府は、協定の効力発生に際してこれを削除する意図はない。

239

(d) 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が出国しようとする場合において再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取り計らう方針である。

韓国側代表

(a) 協定の効力発生の後は、出入国管理に関する日本国の法令の規定により日本国からの退去を強制されることとなつた大韓民国国民の引取りについて、大韓民国政府は、日本国政府に協力する方針である。

(d) 大韓民国政府は、協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」が執られるためには相当な準備期間が必要であることを認めるが、そのような措置ができる限りすみやかに執られることを期待するもの

である。

(c) 大韓民国政府は、日本国に居住する大韓民国国民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本国政府の要請に応じ、できる限り同政府に協力するための措置を同政府とともに検討する用意がある。

1454

1825

241

P242

大韓国外務部

着信電報

番号 : JAW-06402

日時 : 65.6.18.19:52

受信人 : 外務部長官

発信人 : 首席代表

1. 徹夜作業で臨んだホテルニューオオタニ会談の、今日 18 日(木)午前 10 時現在の交渉概況を次のように報告します。
 - (1) 請求権及び経済協力 : 第 2 条(請求権消滅条項)を除いて条文化完了した。
 - (2) 漁業問題 : わが側補完事項の内(停船確認除外)、合同巡視、共同乗船、沿岸漁業現状維持に関する事項と、4.3.合意に対する日本側修正案を除き、条文化完了した。
 - (3) 文化財 : 品目に合意完了し、協定文も条文化完了した。(合意した品目に関しては別途報告する。)
 - (4) 訪的地位 : 国民健康保険、強制退去事由経過措置、戦後入国者及び離散家族、本協定第 5 条(処遇に関する一般的規定)を除き、条文化完了した。
2. 会談は今日午前、午後にかけて続くでしょうし、代表団は未解決問題点の受結のために最善の努力を尽くしている。(駐日政 - 外亜北)

P243

大韓国外務部

着信電報

番号 : JAW-06442

日時 : 65.6.19.01:58

受信人 : 外務部長官 発信人 : 首席代表

1. 徹夜作業で臨んでいる韓日懸案協定全般の条文化のための当地、ヒルトンホテル会談の 6.19 現在の交渉概況を、下のよう報告します。
2. 請求権及び経済協力に関して : 協定第 2 条(請求権消滅条項)に関する討議はまだ続いているが、18 日午後 10:30 から約 1 時間の間の会談でわが側は、日本側案(参照 : JAW-06394)をそのままでは到底受諾できないことを明白にした。即ち、わが側は、日本側案の内、第 2 項(A)、(B)の日時が 1945.8.15.になり、第 3 項の措置の対象が制限され、合意議事録日本側案から居住に関する制限規定が排除されない限り、日本側案を受諾できないことを説明し、日本側の再考を促した。本件に関しては再び本職が直接、牛場審議官と協議しています。
3. 文化財 : 協定本文及び引き渡される文化財の品目は完全合意したし、私有文化財の寄贈勸奨、及び引き渡された後の文化財の保存、及び展示に関する合意議事録(案)を折衝中です。
4. 漁業協定 : 日本側はわが側の補完事項の内、共同乗船及び合同巡視に関する対案を提示する一方、沿岸漁業に関する一方的声明には強力に反対しているが、両側は前記 3 個項目の補完事項に関する条文化作業と討議を継続中です。
5. 法的地位 : 未解決問題点である強制退去に関連した GAP 問題と、退去強制時の韓国政府の引き受けに関する RECORD OF DISCUSSIONS に関して最終討議を進行しており、討議が終わり次第条文整理に着手するものである。(駐日政 - 外亜北)

P245

大韓国外務部

着信電報

番号 : JAW-06447

日時 : 65.6.19.04:52

受信人：長官
発信人：首席代表

法的地位委員会報告

1. 6.18.20:30-6.19.04:30 まで継続討議し、協定本文、合意議事録及び RECORD OF DISCUSSIONS の全文案に対して合意しました。
2. 戦後入国者(離散家族を含む)の取扱いに対する日本国法務大臣の一方的声明の大体の文案に一応諒解ができたが、日本側は今日 19 日確定した文案をわが側に提示することにしたことを報告します。(駐日政 - 外亜北)

P246

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-06450

日時：65.6.19.07:20

受信人：外務(部)長官
発信人：首席代表

写本：大統領、国務総理、経済企画院長官、農林長官 閣下
交渉現況を報告します。(19 日 07:00 現在)

1. 漁業協定は有効期間を除いては 10 個の文書で構成された全協定文作成完了。
沿岸漁業に関する補完条項作成は放棄され、相互乗船、合同巡視等その他 7 個の補完条項は全部作成に成功。
2. 請求権関係：文書は第 2 条案文作成だけ残し、借款契約を含む 21 個の条約文作成を完了した。
3. 法的地位協定は法務大臣の戦後入国者処理問題に関する声明書を含んだ、協定文の作成を完了した。
4. 文化財協定は 4 個の文書、協定条約文作成完了。
5. したがって請求権協定第 2 条と漁業協定有効期間問題を除いては、韓日会談関連全条約文の日本語原文作成は完了し、韓国文原文を照合中にある。
6. 本国から派遣された会談代表、実務者及び代表部関係者の献身的な努力で、22 日本調印署名が確実になったことを幸いに思う。(駐日政 - 外亜北)

P247

大韓民国外務部

着信電報

番号：JAW-06337

日時：65.6.16.11:41

受信人：長官
発信人：首席代表

法的地位に関する日本国法務大臣及び関係長官の声明及び談話文を、下のように送付します。
本テキストはパウチ便で送付する予定です。

「法務大臣声明(1965.6.22)」

韓日協定の調印に際して戦後入国者の取扱いに関して、次のように声明する。

第 2 次大戦終結以前から日本国に居住している大韓民国国民であっても、戦争終結後平和条約発効時までの期間において韓国に一時帰国したことがある者は、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定」第 1 条の対象にはならないが、これらに対しては既に相当期間にわたって日本国での生活の根拠を備えている事情も考慮して、協定発効後

には日本国においての居住を安定させるために好意的な取り扱いをするであろうし、本大臣が特別在留を許可することと併せて、法令に依る永住許可を与える方針を取ることにした。

以上に該当しない大韓民国国民で戦争終結後に入国した者に対しても、平和条約発効以前から日本国に在留していたことが確認できた場合は、情状によりこれに準じる措置を講じようと思う。

「韓日協定調印に際した文部省初等中等教育局長談(65.6.22)」

文部省としては従前から韓国人子弟の日本の小中学校への入学を認めて来たとし、中学校を卒業した者に対しては上級学校への入学資格を認めて来たが、今回の協定はこの方針を確認するものだ。協定が発効するようになれば、永住許可を受けた韓国人子弟の入学に対して、できるだけ便宜を提供するのに併せて、教育上の取扱いにおいても可能な限り好意的に取扱い、韓日両国民の相互理解を厚くし、韓日両国親善の基礎を教育面において固めようと思う。

「法的地位及び待遇に関する協定調印に際した法務省入管局長談(65.6.22)」

今回調印された法的地位協定の発効後には、同協定に依拠して永住許可を受けることとなる近親者が、再会のために日本訪問等を希望する場合には、入国許可に関して可能な限り好意的な配慮をするつもりだ。

(駐日政 - 外亜北)

P249

駐日代表部

駐日政 722-236

1965.7.12.

受信：外務部長官

題目：日本外務省口述書 送付

1. JAW-07168 電文に関連する公文です。

2. 上の電文報告のように 1965.7.10.提示された外務省口述書(亜北第 255, 1965.6.22.)原本及び写本 1 部を別添のように送付します。

別添：日本外務省口述書 原本及び写本 1 部。 終

駐日大使 金東祚

P250-252 外務大臣声明 日本語文 1965.6.22

P253-259 協定(案) 日本語文 1965.6.20

P260-264 議事録(案) 日本語文

P265-268 討議の記録(案) 日本語文

P269 法務大臣声明 日本語文 1965.6.22

P270 法務省入管局長談 1965.6.22

P271 文部省初等中等教育局長談 1965.6.22

日韓協定の調印に当り、以後入国者の取扱いに關し、次のよかり
声明する。

韓領及韓から日本國に在留していた大韓民國國民であつても、其
以後平和條約締結までの期間に一時韓國に帰國したとあるもの
は、「日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する
協定」第一條の對象とはをらないが、これらの人々については、現
在まですでに相當長期にわたり本邦に生活の實績を續けている事情
をも考慮し、協定締結後はわが國にかけるその在留を肯定させるた
め好意的を取扱いをすることとし、本大隈にかいて特別に在留を許
可するとともに、更に申請があつた場合にはその在留状況等を調査
して、可能を限り入國管理委員會による承認を許可する方針をとるこ
ととした。

1935

1464

251

右に仰い前段に該道しをい大韓國國用である後入國者につい
ても、平和條約締結日以降かも本邦に在留していたことが確認され
る場合には、特赦によりこれに準ずる特赦を賜ふることとした
こと

1836

1465

252

40.6.20

CONFIDENTIAL

1.

日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する
日本國と大韓民國との間の協定（案）

日本國及び大韓民國は、

多年の間に日本國に居住している大韓民國國民が日本國の社会と特別な關係を有するに至つてゐることを考慮し、

これらの大韓民國國民が日本國の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、兩國間及び兩國民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、

次のとおり協定した。

第一條

1 日本國政府は、次のいずれかに該当する大韓民國國民が、この協定の実施のため日本國政府の定める手続に従い、この協定の効力發生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可する。

257

1466

1837

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本に居住している者

1838

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本國で出生し、その後申請の時まで引き続き日本に居住している者

1467

- 2 日本國政府は、1の規定に従い日本國で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後日本國で出生した大韓民國國民が、この協定の実施のため日本國政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本國で永住することを許可する。
- 3 1 (b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。
- 4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

274

第二条

1 日本國政府は、第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されている者の直系卑屬として日本國で出生した大韓民國國民の日本國における居住については、大韓民國政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつてゐる精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいづれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本國からの退去を強制されない。

(a) 日本國において内乱に關する罪又は外患に關する罪により禁錮

1468

1839

以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

1840

(D) 日本国において国交に關する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外國の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本國の外交上の重大な利益を害した者

(C) 管刑の目的をもつて麻薬類の取締りに關する日本國の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに關する日本國の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力發生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

1469

(B) 日本國の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

256

第四條

日本國政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

(a) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民に對する日本國における教育、生活保護及び國民健康保險に關する事項

(b) 第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民（同條の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本國で永住する意思を放棄して大韓民國に帰國する場合における財産の移行及び資金の大韓民國への送金に關する事項

第五條

第一條の規定に従い日本國で永住することを許可されている大韓民國國民は、出入國及び居住を含むすべての事項に關し、この協定

5.

1841

1470

297

6. で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される
日本國の法令の適用を受けることが確認される。

第六條

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り
すみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の
交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証憑として、下名は、各自の政府からこのために正当な委
任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本
語及び韓国語により本協定二種を作成した。

1471

1842

258

7.

大韓民國のため

日本國のため

1472

1843

259

日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定についての合意された議事録

(案)

日本國政府代表及び大韓民國政府代表は、本日署名された日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定に關し次の了解に到達した。

第一条に關し、

1 同条1又は2の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民國の国籍を有していることを証明するため、

(1) 申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民國の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(2) 大韓民國政府の権限のある当局は、日本國政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答す

1)

1473

1844

260

るものとする。

2 同条1(b)の適用上「(a)に該当する者」には、千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引き続き日本國に居住してゐた大韓民國國民を含むものとする。

第三條に關し、

1 同条(a)の適用上「その公館」とは、所有者のいかんを問はず、大使館若しくは公使館として使用されている建物又はその一部及びこれに附屬する土地（外交使館の住居であるこれらのものを含む。）をいう。

2 日本國政府は、同条(a)又は(b)に該当する者の日本國からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う。

3 大韓民國政府は、同条の規定により日本國からの退去を強制されることとなつた者について、日本國政府の要請に従い、そ

2)

1845

1474

261

の者の引取りについて協力する。

4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者に関しては、その者の永住が許可された場合には協定第三条(4)ないし(6)に該当する場合を除くほか日本国からの退去を強制されないことにかんがみ、その者について退去強制手続を開始した場合において、

(1) その者が永住許可の申請をしているときには、その許否が決定するまでの間、また、

(2) その者が永住許可の申請をしていないときには、その申請をするかしないかを確認し、申請をしたときには、その許否が決定するまでの間、
その者の強制送還を差し控える方針である。

3) 第四条に關し、

1 日本国政府は、法令に従い、協定第一条の規定に従い日本国

1846

1475

262

で永住することを許可されている大韓民国国民が、日本国の公
の小学校又は中学校へ入学することを希望する場合には、その
入学が認められるよう必要と認める措置を執り、及び日本国の
中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を
認める。

2 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民に対する生活保護については
当分の間従前どおりとする。

3 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者と
するため必要と認める措置を執る。

4 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住するこ
とを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格
を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して

4)

1476

1847

263

5)

大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有するすべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。このため、

(山) 日本国政府は、その者の所有する財産の携行に関しては、法令の範囲内で、その携帯品、引越荷物及び職業用具の携行を認めるほか、輸出の承認に当たりできる限りの考慮を払うものとする。

(卸) 日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に関しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一万合衆国ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に応じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

千九百六十五年 月 日に東京で

1477

1848

264

討論の記録(案)

在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の締結のための交渉に際し、日韓双方よりそれぞれ次の発言がなされた。

日本側代表

(a) 日本國政府は、協定第一条1(a)の適用に当たつては、兵役又は徴用により日本國から離れた時から復員計画に従つて帰還するまでの間を日本國に引き続き居住していたものとして取り扱う方針である。

(b) 協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする者が提出又は提示するものには、次のものが含まれることとする。

(1) 永住許可申請書

(ii) 写真

(iii) 家族關係及び日本國における居住經歷に関する陳述書

1478

1849

265

(iv) 外国人登録証明書

(c) 協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の1でいう「必要と認める措置」とは、文部省が現行法令に従つて行なう指導、助言及び勧告をいう。

(d) 協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」には、厚生省令の改正が含まれる。もつとも、そのような措置を執るためには、相当な準備期間が必要であるので、日本国政府は、協定の効力発生の日から一年を経過した日の属する会計年度の次の会計年度の初日からそれらの者が国民健康保険の被保険者となるようにするものとする。

(e) 外国人の財産取得に関する政令に基づく告示において、同政令の適用除外国として大韓民国を指定しているが、日本国政府は、協定の効力発生に際してこれを削除する意図はない。

1850

1479

26b

(1) 日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が出国しようとする場合において再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取り計らう方針である。

韓国側代表

(a) 協定の効力発生の後は、出入国管理に関する日本国の法令の規定により日本国からの退去を強制されることとなつた大韓民国国民の引取りについて、大韓民国政府は、日本国政府に協力する方針である。

(d) 大韓民国政府は、協定についての合意された議事録中協定第四条に関する部分の3でいう「必要と認める措置」が執られるためには相当な準備期間が必要であることを認めるが、そのような措置ができる限りすみやかに執られることを期待するもの

1851

1480

267

である。
(c) 大韓民国政府は、日本国に居住する大韓民国国民の生活を安定させ、及び貧困者を救済するため、日本国政府の要請に応じ、できる限り同政府に協力するための措置を同政府とともに検討する用意がある。

1481

1852

268

法務大臣声明

昭四〇、六、二二

1853

日韓協定の調印に当り、戦後入国者の取扱いに關し、次の通り声明する。

終戦以前から日本国に在留していた大韓民国国民であつても、戦後平和条約発効までの期間に一時韓国に帰国したことのあるものは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する協定」第一条の対象とはならないが、これ等の人々については、現在まで既に相当長期にわたり本邦に生活の根拠を築いている事情をも考慮し、協定発効後はわが國におけるその在留を安定させるため好意的な取扱いをすることとし、本大臣において特別に在留を許可すると共に、更に申請があつた場合にはその在留状況等を勘案して、可能な限り入国管理法令による永住を許可する方針をとることとした。

1482

右に伴ない前段に該当しない大韓民国国民である戦後入国者について、平和条約発効日以前から本邦に在留していたことが確認される場合には、情状によりこれに準ずる措置を講ずることと教した。

法的地位及び待遇に関する協定調印に際する法務省
入管局長談

昭四〇、六、二二

今般調印をみた法的地位協定が発効した後、この協定に基づき永住を許可された人々の近親者が再会するため日本訪問等を希望する場合には、その入国の許可について出来る限り好意的な配慮を払う所存である。

290

1453

1854

日韓協定調印にあたり

文部省初等中等教育司長談

(一九六五、六、二二)

1855

文部省としては、従来からも韓国入子弟の日本の小、中、高校への入学を認め、中、高校を卒業したものについては、さらに上級学校への入学資格を認めてきたが、今回の協定はこの方針を確認したものである。

1484

協定発効の上は、永住許すを受けた韓国入子弟の日本・高校への入学については、できるだけ便宜をはかるとともに、教育上の取扱については、できるかぎり好意的に取扱う。日韓両国民の相互理解を深め、日韓兩國親善の基礎を教育において培うように改めた。

211